

**第 4 期朝霞市地域福祉計画
第 4 期朝霞市地域福祉活動計画
(案)**

令和 3 (2 0 2 1) 年 3 月

朝 霞 市

社会福祉法人 朝霞市社会福祉協議会

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	2
2 地域福祉とは	4
3 計画の位置づけ	5
4 計画の期間	7
5 社会情勢の変化	8
6 前期計画の振り返りについて	10
第2章 市を取り巻く地域福祉の現状	13
1 統計データから見る市の現状	14
1 人口の推移	14
2 地域で支援を必要とする人の動向	15
3 地域の状況	20
2 アンケート調査等に見る市の現状	21
1 アンケート調査等の概要	21
2 市民アンケート調査結果より	22
3 若者アンケート調査結果より	29
4 専門職アンケート調査結果より	33
5 団体アンケート・ヒアリング調査結果より	37
3 地域懇談会に見る市の現状	42
4 調査等から見える課題	50
第3章 基本理念・基本目標	51
1 基本理念	52
2 基本目標	53
【1】 市民の暮らしを支える仕組みづくり	53
【2】 思いやりと支え合いの心づくり	53
【3】 安心して暮らしやすい地域づくり	53
3 施策の体系	54
4 圏域の考え方	55
第4章 施策の展開	57
基本目標1 市民の暮らしを支える仕組みづくり	58
方向性1 地域共生社会の実現に向けた仕組みづくり	58
方向性2 相談支援体制の充実	62
方向性3 保健医療・社会福祉サービスの充実 【新規】	67
方向性4 権利擁護の推進 【新規】	71
方向性5 生活困窮者等への支援の充実	74
方向性6 地域住民の交流の促進	77
基本目標2 思いやりと支え合いの心づくり	81

方向性 7	地域福祉に関する理解と参加の促進	81
方向性 8	支え合い・助け合いの気持ちの醸成	85
方向性 9	地域での見守りの充実	88
方向性 10	情報共有・発信の充実	91
方向性 11	地域福祉を支える団体の活性化・人材の育成	94
基本目標 3	安心して暮らしやすい地域づくり	101
方向性 12	施設等の整備・充実	101
方向性 13	防災対策の充実	104
方向性 14	防犯対策の充実	107
方向性 15	外出・移動の支援 【新規】	110
方向性 16	住まいの確保等への支援 【新規】	113
方向性 17	再犯防止の推進（再犯防止推進計画）【新規】	115
第5章	計画の推進体制	119
1	計画推進の方向性	120
2	計画の進行管理	120
	参考資料	121
	関連法律等	122
	朝霞市地域福祉計画推進委員会条例	124
	朝霞市地域福祉活動計画推進委員会要綱	126
	朝霞市地域福祉計画及び地域福祉活動計画推進委員会名簿	127
	本計画の策定経過	128
	本計画の策定体制	130
	市民懇談会及びパブリック・コメントの結果と対応方針	131
	用語説明	132

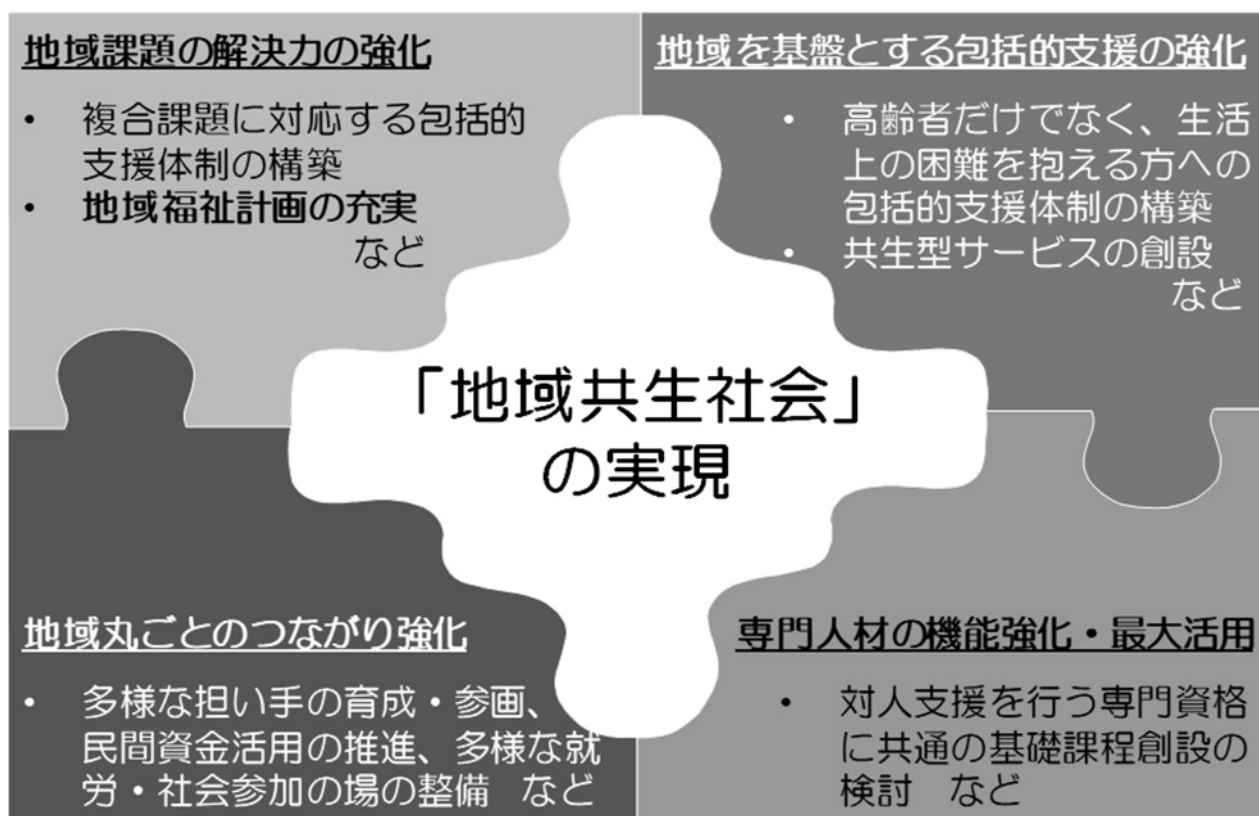
第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景
- 2 地域福祉とは
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画の期間
- 5 社会情勢の変化
- 6 前期計画の振り返りについて

1 計画策定の背景

平成30(2018)年4月1日に社会福祉法(昭和26年法律第45号)の一部改正が施行されました。社会福祉法は、福祉サービスの利用者の利益の保護、地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明適正な実施の確保、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とした法律です。今回の改正により、地域福祉計画が福祉分野の上位計画として位置づけられました。

また、国では、「地域共生社会の実現」に向けた取組を進めています。「地域共生社会」とは社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。地域共生社会の実現に向けた考え方や取組については、断らない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の3つの支援を重層的かつ一体的に行う必要があります。介護、障害、子ども、生活困窮といった福祉分野だけでなく、保健医療、住まい、就労及び教育等と連携し、また、地域において多様なつながりが育つことへの支援についても求められています。



■ 地域共生社会とは

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会



出所：「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（地域共生社会推進検討会）最終とりまとめ（概要）（厚生労働省、令和元（2019）年12月26日）

2 地域福祉とは

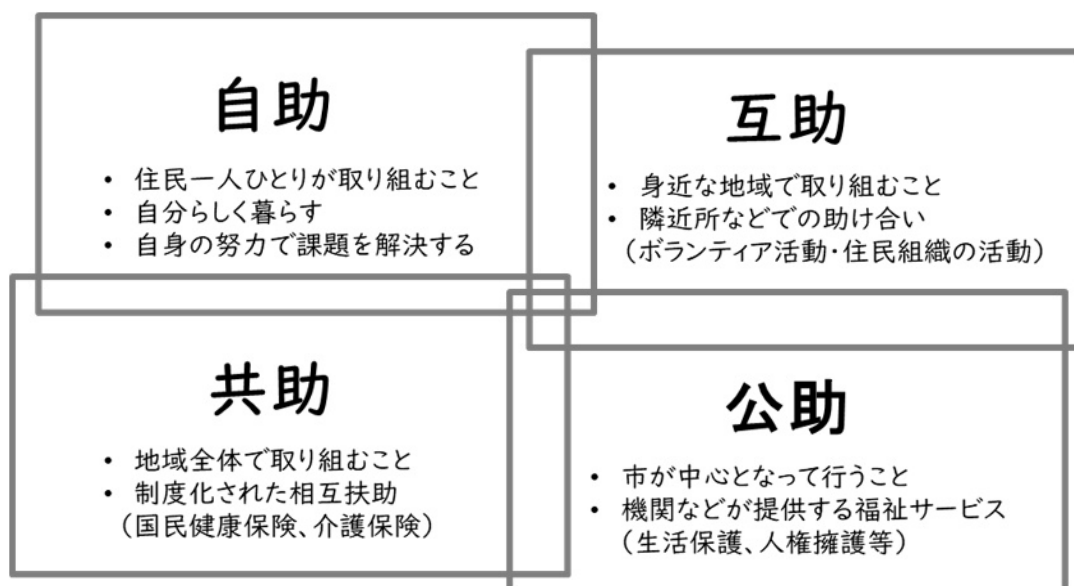
地域福祉とは、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、誰もが住み慣れた地域の中で自分らしく生き生きと暮らしていくために、それぞれの役割を持ち、支え合いながら、安心して自立した生活が送れるようにするための取組のことをいいます。

「福祉」という言葉からは、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉などといった対象者ごとに分かれた「行政などによるサービスの提供」という「福祉」を連想しがちです。

地域で安心して生活していくためには、地域に住むすべての人が生活しやすい地域社会をつくる必要があります。そのためには、行政などによるサービスの提供だけではなく、地域の人たちがお互いに助け合い、支え合うことが大切です。

様々な生活課題について、住民一人ひとりの力（自助）、近隣での助け合い（互助）、制度化された相互扶助（共助）、公的な制度による支援（公助）の連携によって解決していこうとする取組が必要です。

■4助：「自助」・「互助」・「共助」・「公助」について

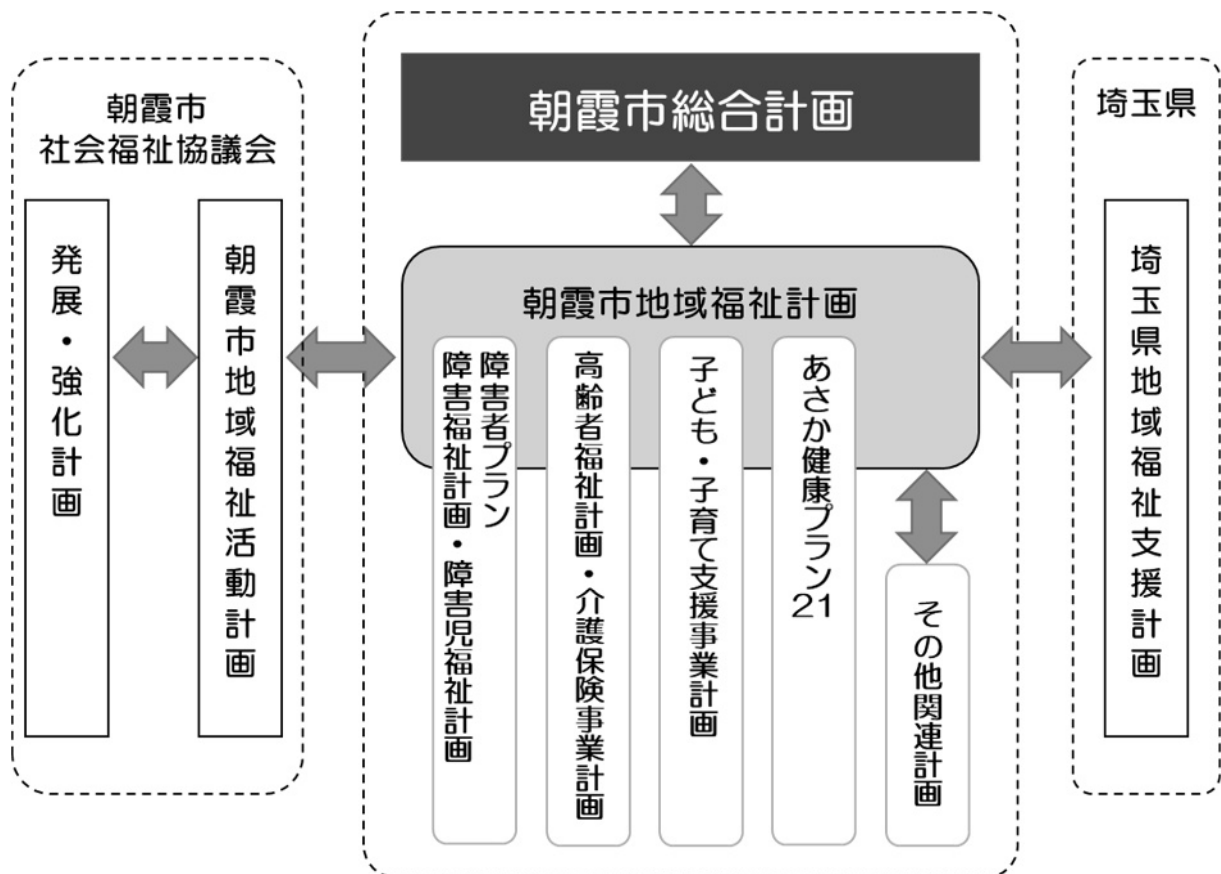


■「市民」と「住民」とは

この計画書の中で、「市民」とは、市内在住、在勤、在学者のことを含め、市内で活動されている人など、市に関わりのある人のことをいい、「住民」とは、実際に市に住んでいる人のことをいいます。

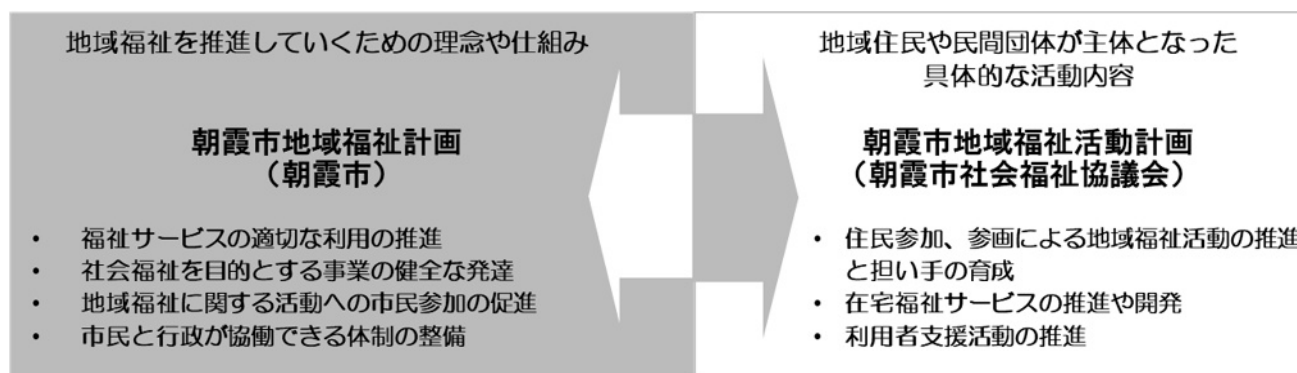
3 計画の位置づけ

朝霞市地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」として、朝霞市（以下「市」という。）における地域福祉推進の基本的指針を定めるものです。社会福祉法の改正により、福祉に関する各個別計画の上位計画としての位置づけが明確になったことにより、市の最上位計画である第5次朝霞市総合計画を基盤としながら、福祉に関する各個別計画（「第2期朝霞市子ども・子育て支援事業計画」、「第8期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「第5次朝霞市障害者プラン・第6期朝霞市障害福祉計画・第2期朝霞市障害児福祉計画」「あさか健康プラン21」）との整合性を保ちながら、市における地域福祉施策の基本的な方向性を示すことになります。



また、朝霞市地域福祉活動計画は、社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する、地域福祉の推進を目的とした活動・行動計画です。主に自助、互助、共助を重点的に支援する範囲としています。

社協では、地域福祉を推進する団体としての使命や経営理念を明確にするために策定している朝霞市社会福祉協議会発展・強化計画との連携を図りながら計画を進めていきます。



市と社協では、この2つの計画が開始時期、策定の根拠などの経緯は異なるものの、互いに地域福祉の推進に資するという目的が同じであることから、第3期の計画（平成28（2016）年3月策定）において、基本理念や計画期間を統一することにより、相互に補完し合いながら計画を推進することとしました。

さらに、第4期の計画においては、市と社協のそれぞれの特性を生かしながら、さらに地域福祉を一体的に推進するため、地域福祉計画及び地域福祉活動計画（以下「本計画」という。）について、策定作業の過程から協働し、計画書自体も一体的に策定しました。

4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。
また、社会情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行います。

なお、計画期間の最終年度及びその前年度である令和6（2024）年度から令和7（2025）年度に次期計画の策定を行います。

	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
朝霞市総合計画	第5次 後期基本計画					次 期				
朝霞市地域福祉計画・ 朝霞市地域福祉活動計画	第4期					次 期				
朝霞市高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	第8期			次 期						
朝霞市障害者プラン	第5次			次 期						
朝霞市障害福祉計画・ 朝霞市障害児福祉計画	第6期 障害福祉計画			次 期						
	第2期 障害児福祉計画			次 期						
朝霞市子ども・子育て 支援事業計画	第2期					次 期				
あさか健康プラン21	第2次		次 期							

※あさか健康プラン21は9年計画です。

■ 今までの計画書



5 社会情勢の変化

少子高齢化や核家族化の急速な進行、ライフスタイルや価値観の多様化などにより、血縁・地縁・社縁といったつながりが希薄化し、地域や家族を取り巻く環境が大きく変化しています。

孤立死やひきこもり、虐待などへの支援が求められる一方で、近年では生活困窮者への自立支援や子どもの貧困対策、再犯防止などといった新たな取組が制度化され、福祉行政においては、より一層きめ細やかな支援が必要となっています。

また、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、人との接触を極力控えることになり、感染予防と経済活動の両立といったこれまでにない困難な状況に陥りました。今後、人との関わり方や地域福祉活動の方法について、感染対策に十分配慮した行動が求められ、デジタル化やICTの活用についても検討が必要になります。

○社会福祉法の改正

平成30(2018)年に施行された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号。)」において、社会福祉法が改正され、地域福祉の理念が明記されるとともに、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。

また、令和2(2020)年6月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)」における社会福祉法の改正では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築を支援するための、新たな事業及びその財政支援等について規定されました。

○再犯の防止等の推進に関する法律の成立

我が国における刑法犯の認知件数は減少傾向にあり、それに伴い再犯者数も減少しつつありますが、検挙人員に占める再犯者の割合は上昇傾向にあります。

犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、厳しい生活環境等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。こうした生きづらさを抱える人の課題に対応し、その再犯を防止するためには、国民が犯罪や非行をした人の更生に理解を深め、地域で孤立することがないように、円滑な社会復帰を支援していくことが課題となっています。

国では、平成28(2016)年12月に再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。)を施行し、第4条第2項には、地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務があるとし、第8条には、市町村に対して、国の再犯防止推進計画を勘案し、地方再犯防止推進計画を策定する努力義務が規定されました。

これを受けて、市では、本計画の第4章の一部に「朝霞市再犯防止推進計画」を位置づけ、地域住民の理解と協力を得ながら再犯の防止につなげ、安心して暮らしやすい地域を目指します。

OSDGsの理念や目標を踏まえて

持続可能な開発目標（SDGs:Sustainable Development Goals）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、令和12（2030）年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」を理念の下、経済・社会・環境をめぐるさまざまな課題解決に取り組むものです。

「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は、誰もが役割と生きがいを持ち、地域で支え合い、つながりを持つ「地域共生社会」の実現につながります。

市や社協では、本計画に掲げる取組や事業を進めるにあたり、SDGsの理念や目標を意識し、その達成に貢献していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



6 前期計画の振り返りについて

平成27(2015)年度に策定した第3期の地域福祉計画及び地域福祉活動計画では、基本理念に「支え合いの心を育み、誰もが地域でつながるまち」を掲げ、3つの基本目標に沿って、各施策・事業に取り組みました。

基本目標Ⅰ 支え合い・助け合いの心づくりと仕組みづくり

○市の取組

市内5つの地域包括支援センターに、第2層協議体(地区コミュニティ単位)を立ち上げ、地域で学習会等を開催するほか、認知症サポーター養成講座、家族介護教室等の各種講座等を開催するとともに、認知症ケアガイドブックの作成・配布を行い、高齢者の支援体制を整えるなど、人材の育成や施策の周知に取り組みました。

障害のある人を対象とするふれあいスポーツ大会、スポーツ・レクリエーションの集い、はあとぴあふれあい祭りなどにおいて、ボランティアの協力もいただき、障害のある人もない人も、多数の人が交流する機会を設け、支え合い・助け合いの意識を醸成することができました。

市内6か所目となる児童館「ほんちょう児童館」を開館し、幼児・児童はもとより中学生・高校生の居場所として、また、地域住民の交流拠点として整備しました。

○社協の取組

地域包括支援センターの圏域に準じて、社協でも地区ごとに住民や関係機関と共に地域課題の発見や解決方法について考える取組(小地域福祉活動)を進めてきました。こうした活動を通して、誰もが安心して暮らせるまちづくりに必要なことがより明確になり、その解決策の一つとして、福祉の関心を広げる仕掛けとしてのボランティア講座や福祉教育の充実を図り、広い世代の住民が参加しています。

また、福祉に関心を寄せる住民の意識の醸成を図ったことにより、ふれあいいきいきサロンや高齢者会食会などの活動が生まれるなど、支え合い・助け合いの心づくりと仕組みづくりは少しずつ広がっています。



(ほんちょう児童館)

基本目標2 安全・安心に暮らせる環境づくり

○市の取組

防犯では、地域や警察等との連携により、防犯情報の発信、防犯研修会等を実施するとともに、青色防犯パトロールカーの運行や地域の自主的な防犯活動を支援しました。

防災では、災害時における避難行動要支援者台帳の整備を行い、警察、消防をはじめ自治会・町内会、民生委員児童委員等へ配布し、関係機関や地域と情報共有しました。また、防災フェアや小学校区防災訓練を開催するなど、防災意識の高揚に努めました。

地域の見守りの強化では、高齢者世帯の増加に伴い、緊急通報システム、安心見守り通報システム設置事業を実施するとともに、民間企業と連携した見守りとして、配食サービス、乳酸飲料配付事業、新聞販売店見守り事業のほか、宅配運送会社やコンビニエンスストア会社等と包括連携協定を締結しました。

また、公共施設等の改修時には、ユニバーサルデザインに配慮し、誰もが利用しやすい施設の整備を進めました。

○社協の取組

東日本大震災の被災地支援として取り組んだボランティアバス事業に参加した住民の協力を得ながら、災害ボランティア講座や災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を継続しています。また、身近な地域で行われる防災訓練では社協も参加しながら、平時からのご近所とのつながりの大切さを啓発しています。

地域での防犯については、朝霞警察署との見守りネットワークが構築されたことにより、定期的に安全・安心な暮らしに関して情報発信を行っています。身近な地域で開催する地域懇談会でも防犯グッズ工作を取り入れることにより、若い世代の参加者とともに地域防災について考える機会を作っています。

こうした取り組みを通して、住民自らが企画・実施する地域のつながりを考えるイベントが生まれました。



(災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練)

基本目標3 市民の暮らしや活動を支える体制づくり

○市の取組

高齢者の困りごと相談をはじめ、生活困窮者相談、ひきこもりの相談、どの部署にもあてはまらない狭間の相談に対応できるよう、福祉相談課を新設し、専門の資格を持つ職員を配置しました。また、こうした相談において、高度で専門的な知識を要する場合に、職員が助言を受けられるよう、埼玉県弁護士会、司法書士会、社会福祉士会と協定を締結しました。

障害福祉、介護、児童福祉等の各分野における人材育成研修を実施したほか、介護職員や保育士の処遇改善に向けた支援を行いました。

このほか、福祉に関わる講演会やイベント等の様々な情報を、広報紙、市ホームページ、ツイッター、フェイスブック、掲示板等を活用し、情報発信に努めました。

○社協の取組

平成29(2017)年度に総合相談窓口を設けたことにより、障害福祉や生活困窮、ちょっとした心配ごとなど、分野を問わず相談を受ける体制を整え、充実を図ってきました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により生活困窮にある人には、市との連携を密にした相談体制により支援を行っています。

また、社協が運営する施設・サービスや各種講座では利用者や参加者のアンケート調査を行っているほか、身近な地域で開催する地域懇談会では話し合いを行いながら住民ニーズの把握に努めています。こうした意見やニーズを参考に事業を見直したり、新たな事業の開発につなげています。



第2章 市を取り巻く地域福祉の現状

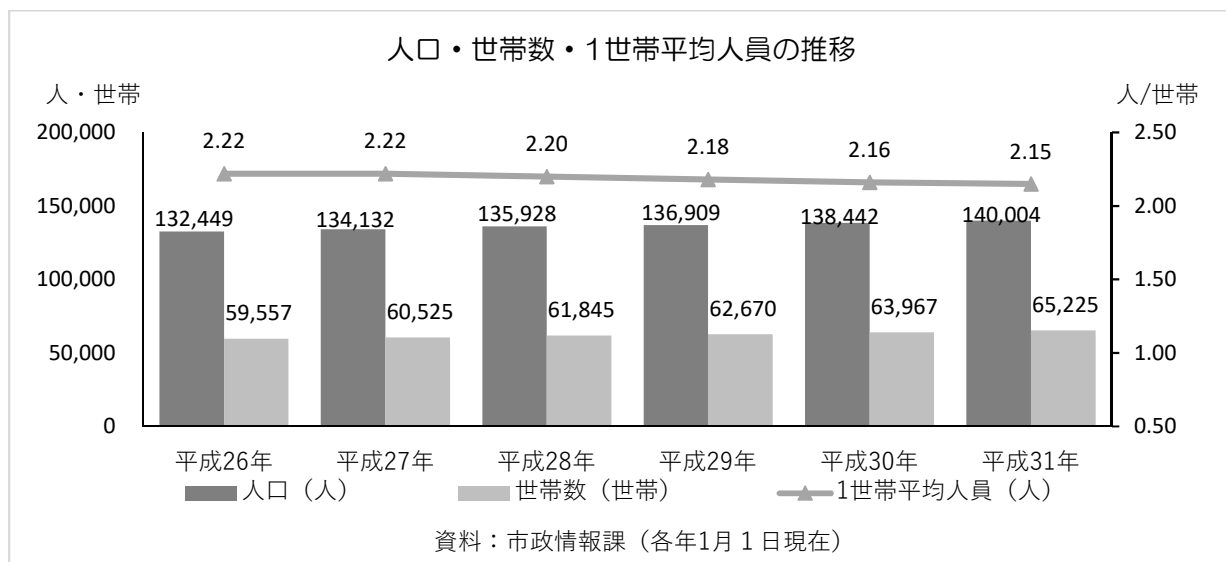
- 1 統計データから見る市の現状
- 2 アンケート調査等に見る市の現状
- 3 地域懇談会に見る市の現状
- 4 調査等からみえる課題

1 統計データから見る市の現状

1 人口の推移

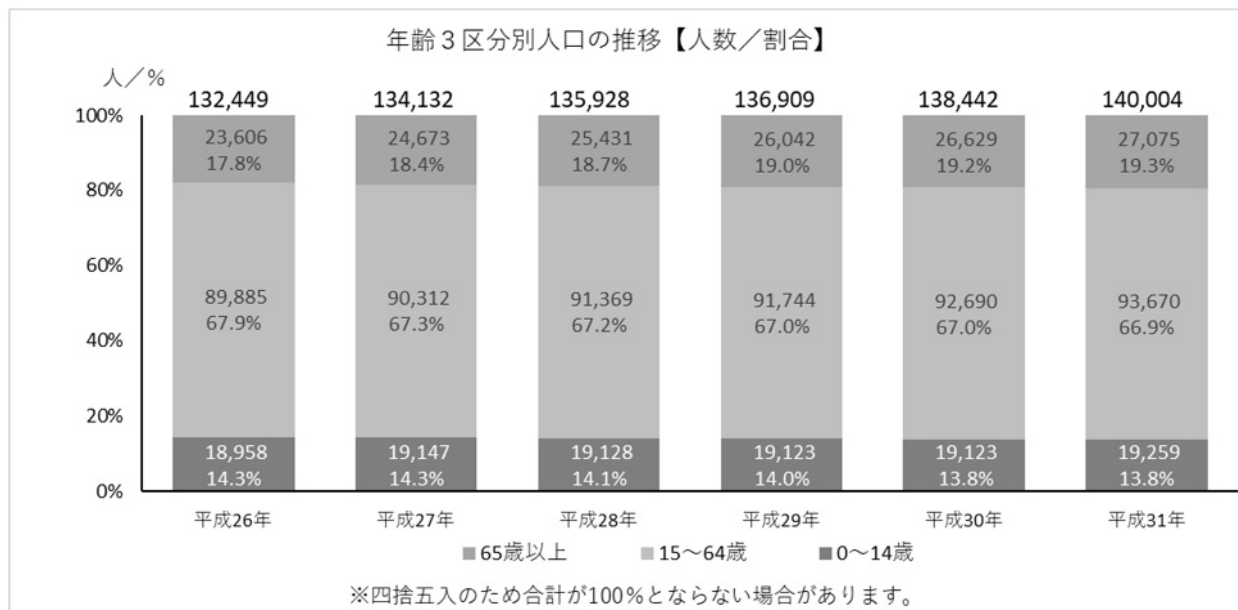
①総人口・世帯数・世帯当たり人員

市では、総人口、世帯数ともに増加傾向が続いており、平成31（2019）年には、それぞれ140,004人、65,225世帯となっています。一方、一世帯当たりの人員は減少傾向にあり、単身や少人数の世帯が増加していることがうかがえます。



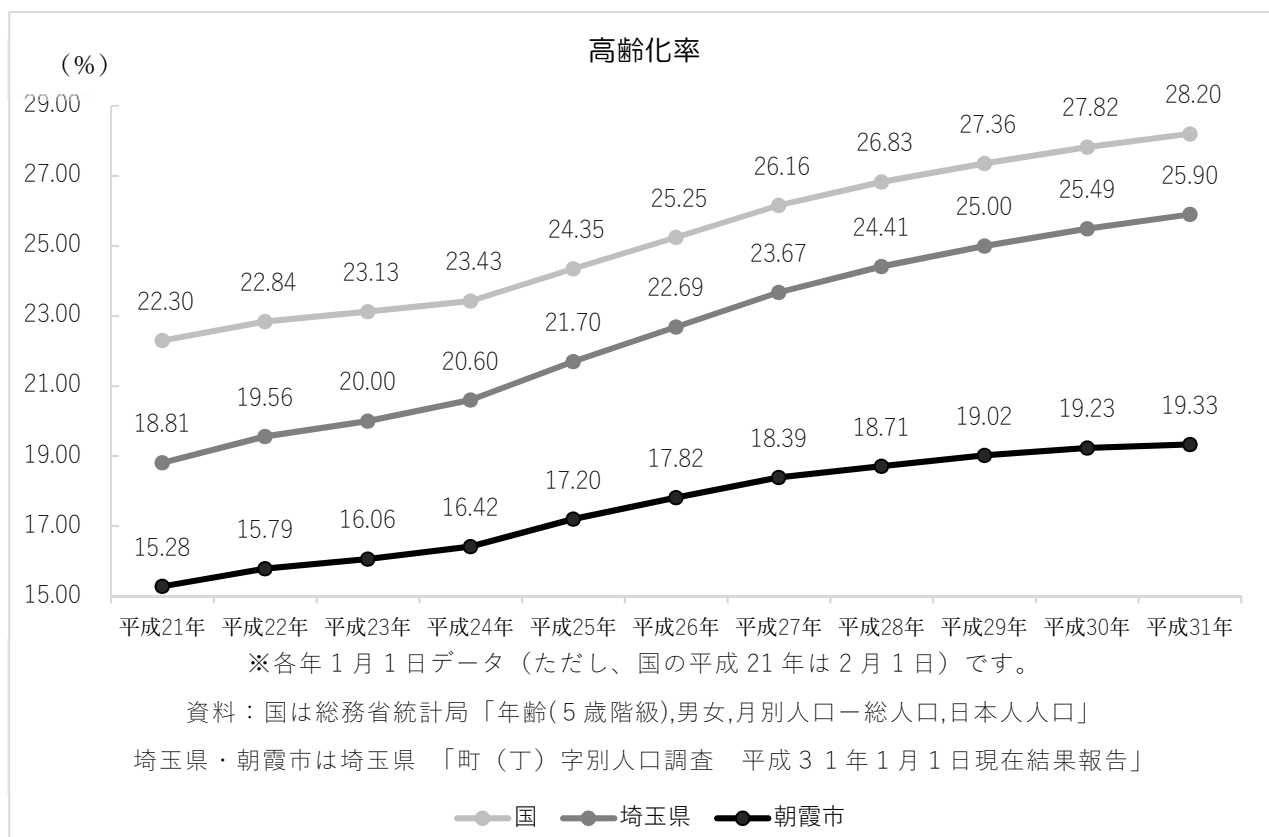
②年齢3区分別人口

平成26（2014）年から平成31（2019）年にかけて、0～14歳の年少人口はほぼ横ばいとなっている一方、15～64歳の生産年齢人口及び65歳以上の老年人口は増加傾向が続いています。総人口に占める割合では、生産年齢人口が減少し、老年人口が増加しています。



③高齢化率

総人口に占める65歳以上の割合は、平成21（2009）年以降、国、埼玉県、市ともに増加傾向が続いています。平成31（2019）年では、全国が28.20%、埼玉県が25.90%である一方で、市では19.33%と全国、埼玉県と比較すると低い水準で推移しています。

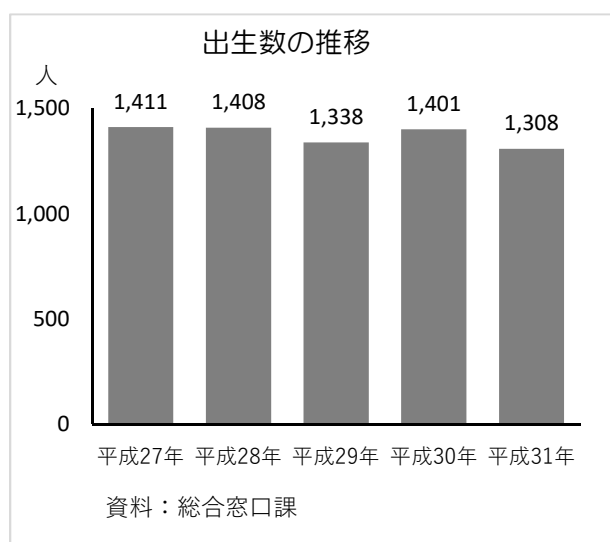


2 地域で支援を必要とする人の動向

(1) 子育て

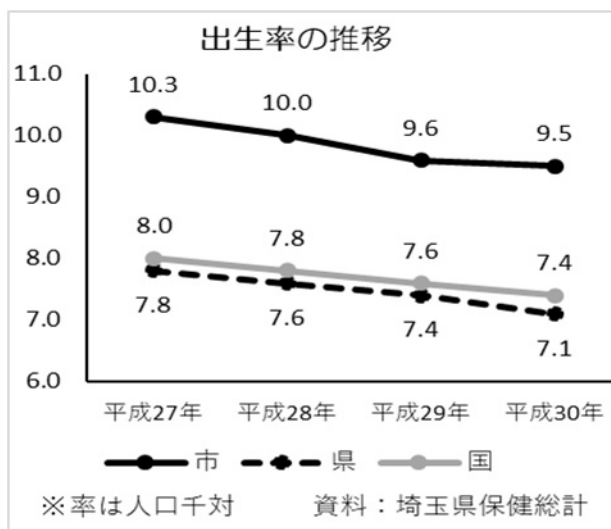
①出生数

出生数は、平成27（2015）年から平成31（2019）年の間で、平成30（2018）年に微増したものの、減少傾向にあります。



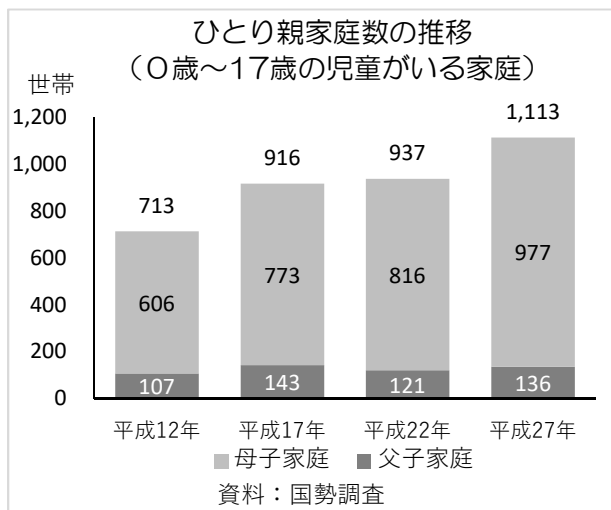
②出生率

出生率は、平成27(2015)年から平成30(2018)年の間で、減少傾向にあるものの、国及び県より高くなっており、県内自治体と比較して、上位にあります。



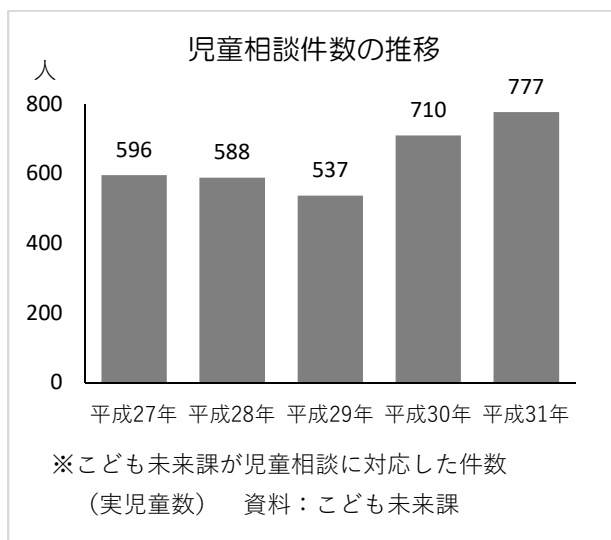
③ひとり親家庭数

0～17歳の子どもを持つひとり親家庭数は、平成12(2000)年以降、増加傾向が続いています。



④児童相談の件数

こども未来課が対応した児童相談件数は、平成29(2017)年を境に、減少傾向から増加傾向へ転じています。

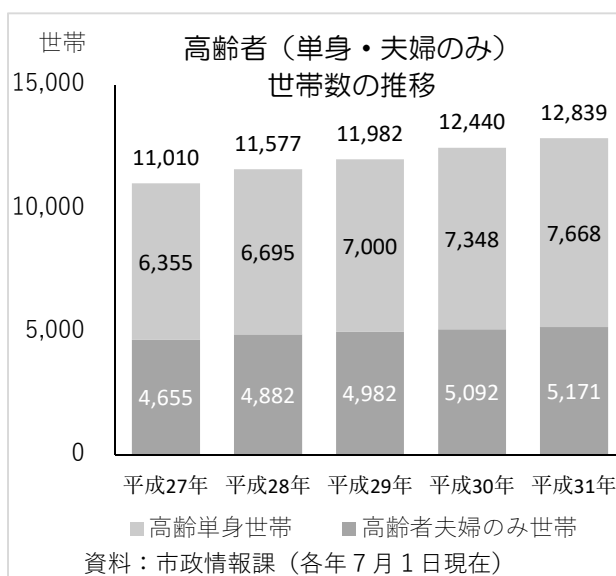


(2) 高齢者

① 高齢者（単身者・夫婦のみ）のみ世帯数

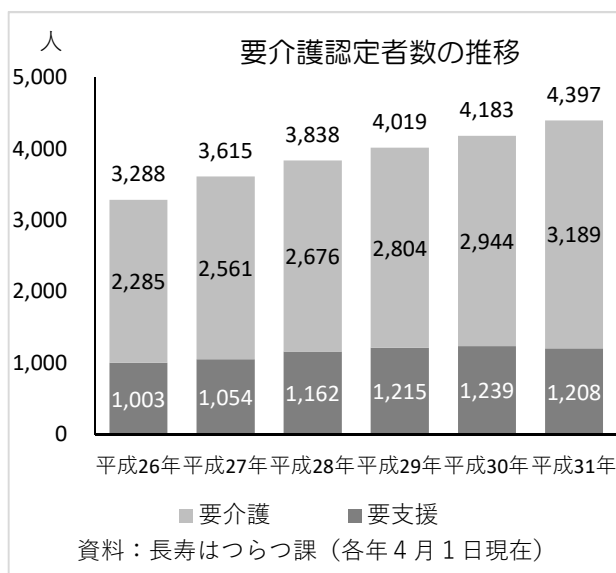
高齢者夫婦のみ世帯数は、増加傾向が続いており、平成31（2019）年には5,171世帯となっています。

高齢者単身世帯数は、増加傾向が続いており、平成31（2019）年には7,668世帯となっています。



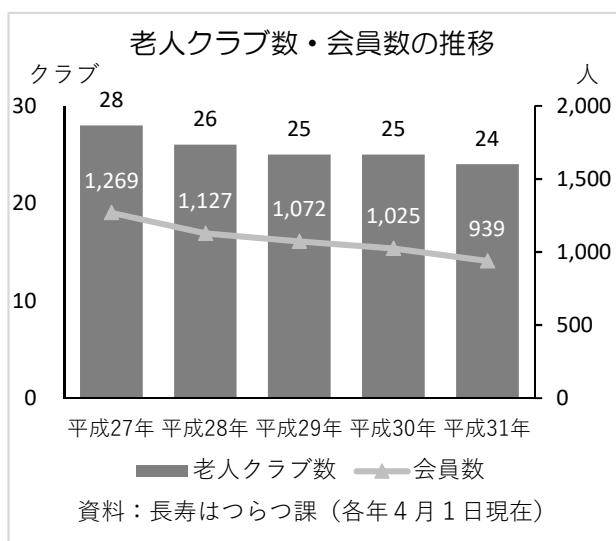
② 要介護認定者数

65歳以上の人口に占める要介護認定者数は、平成26（2014）年以降、増加傾向が続いています。



③ 老人クラブ数及び会員数

老人クラブとは、会員が概ね60歳以上の地域を基盤とした自主的な組織で、市においても活動が行われています。高齢者が仲間とともに趣味活動や社会奉仕などの活動を通じて健康の増進や教養の向上を図り、生きがいのある楽しい生活を送るための団体である老人クラブの団体数及び会員数は、減少傾向が続いています。



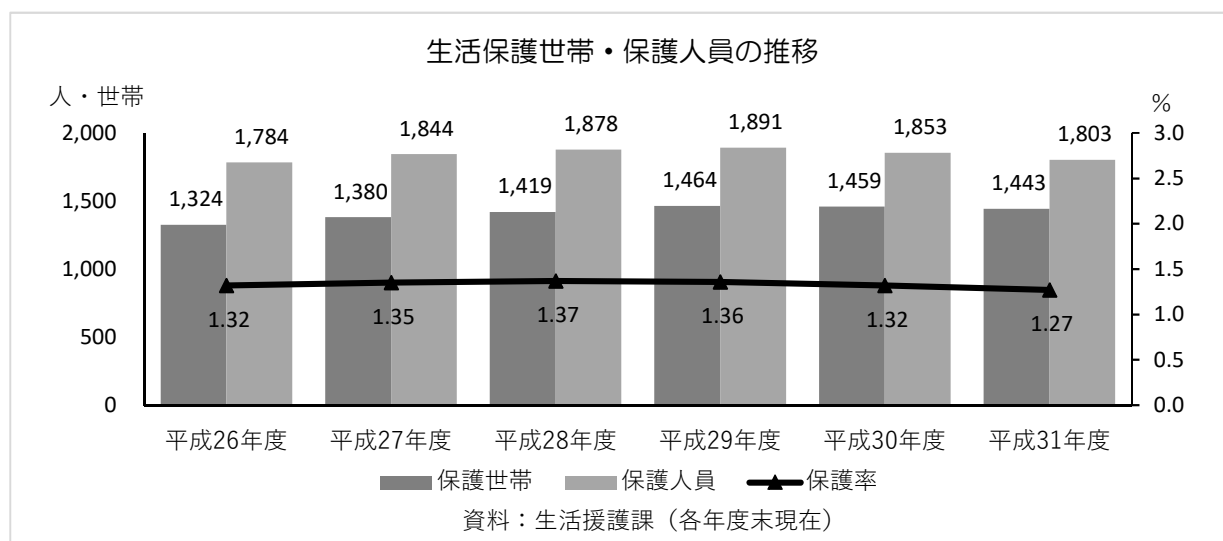
(3) 障害のある人

平成27(2015)年から平成31(2019)年にかけて、障害者手帳所持者数は増加傾向が続いています。手帳の種別ごとの割合では、身体障害者手帳保持者が全体の63.1%を占めますが、減少傾向にあり、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者がそれぞれ14.8%、22.1%となっており、いずれも増加傾向が続いています。



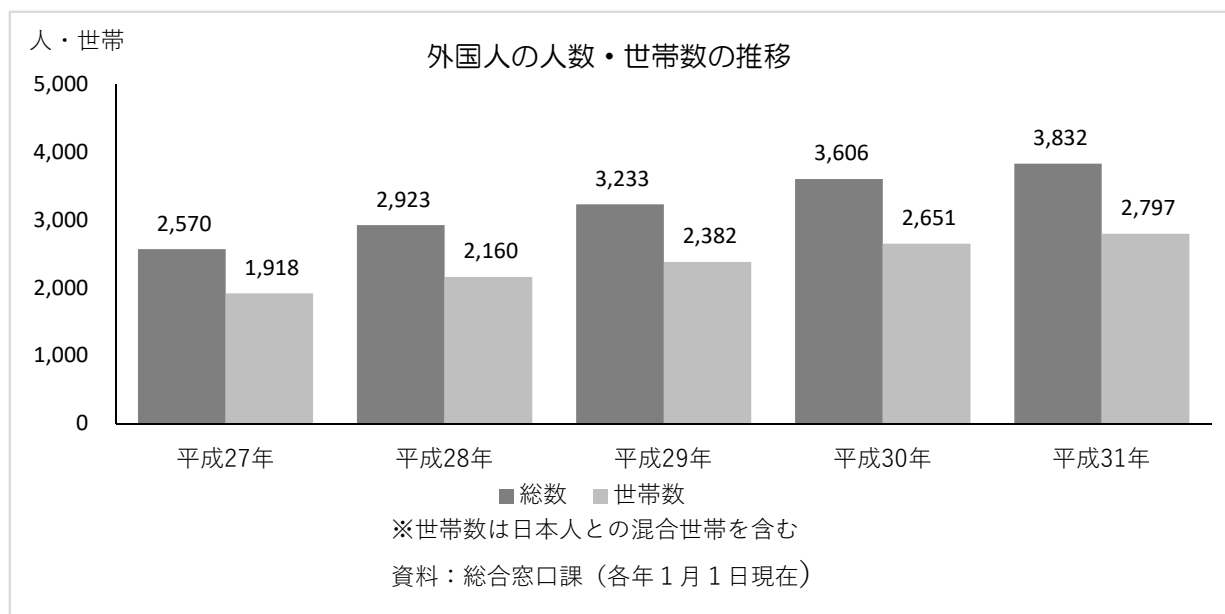
(4) 生活保護

平成26(2014)年から平成29(2017)年にかけて、生活保護世帯数及び保護人員は増加傾向にありましたが、平成30(2018)年以降は、世帯、人員とも減少傾向が続いています。



（５）外国人の状況

平成27（2015）年から平成31（2019）年にかけて、外国人の人数、世帯とも増加傾向が続いています。



“多文化共生”ってなあに？

耳慣れない言葉ですが、「多文化共生」とは「国籍や民族の異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係でそれぞれの能力を発揮しながら共に生きること」です。

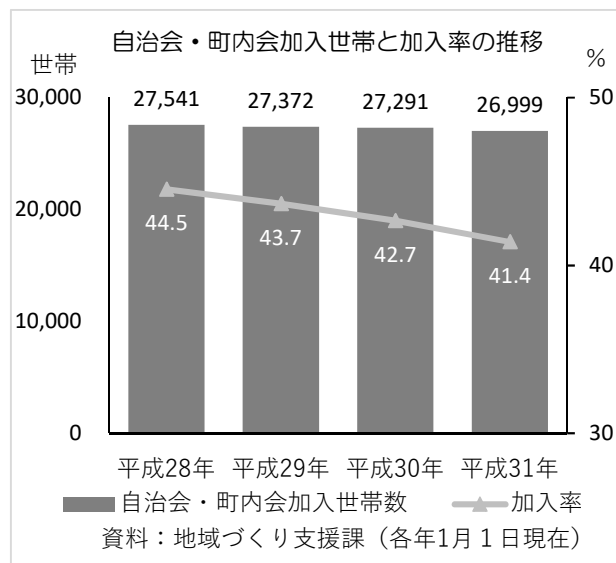
市内には多くの外国人住民が暮らしています。文化や習慣などの違う社会で生活することは、誰にとっても多くの困難があります。それだけに、その土地で親切にされると喜びも一層大きいものとなります。身近な交流が視野を広げ、豊かな地域社会をつくれます。



3 地域の状況

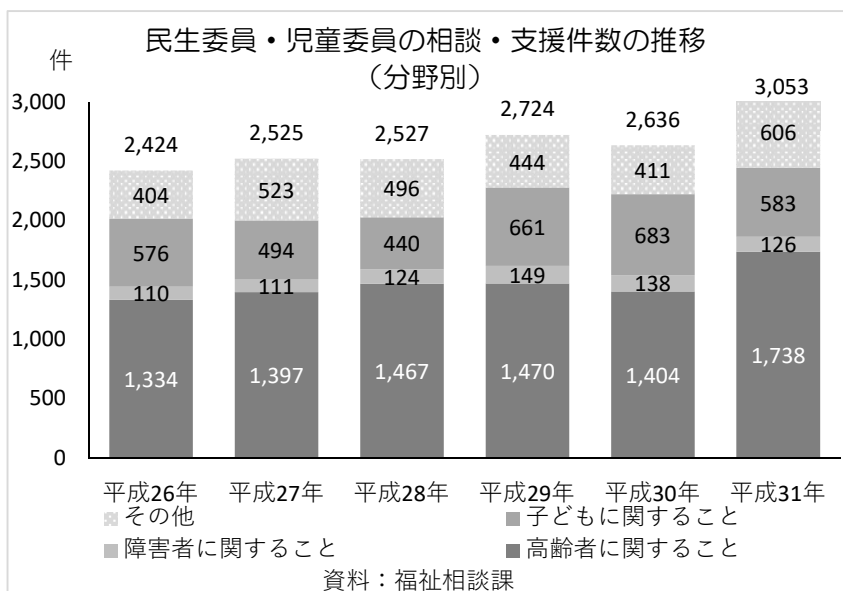
①自治会・町内会加入世帯・加入率

平成28(2016)年から平成31(2019)年にかけて、自治会・町内会への加入世帯数及び加入率は減少傾向が続いています。朝霞市の世帯数の増加に反して、自治会・町内会への加入世帯数が減少しているため、加入率が低下しています。



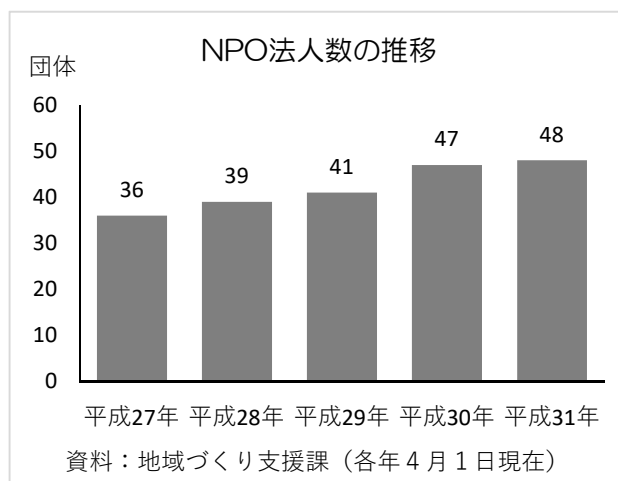
②民生委員児童委員の相談・支援件数

民生委員児童委員の相談・支援件数は、平成26(2014)年から平成31(2019)年にかけて、減少した年もあるものの、概ね増加傾向にあります。また、分野別では、「高齢者に関すること」が多く、平成29(2017)年以降では、「子どもに関すること」が増加しています。



③特定非営利活動法人（NPO法人）数の状況

特定非営利活動法人（NPO法人）数は、平成31(2019)年には48法人になっており、増加傾向が続いています。



2 アンケート調査等に見る市の現状

1 アンケート調査等の概要

本計画では、下記のとおり、アンケート調査を行い、市民の意見等を伺いました。

- 市民アンケート調査

調査対象者	18歳以上の市民3,000人を無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査実施期間	令和元(2019)年9月5日～10月11日
回収結果	配布件数:3,000件、回収件数:1,408件、回収率:46.9%

- 若者アンケート調査

調査対象者	18歳以上29歳以下の市民(1,000人を無作為抽出)
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査実施期間	令和元(2019)年9月5日～10月11日
回収結果	配布件数:1,000件、回収件数:262件、回収率:26.2%

- 専門職アンケート調査

調査対象者	市内で福祉・医療・介護または教育・保育機関等の方(代表で1名)
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査実施期間	令和元(2019)年11月27日～12月20日
回収結果	配布件数:493件、回収件数:208件、回収率:42.2%

- 団体アンケート・ヒアリング調査

- a) 団体アンケート調査

調査対象者	市内に組織されている福祉関係団体等
調査方法	郵送配布・郵送回収(希望者のみ電子データにて配布、回収)
調査実施期間	令和元(2019)年11月20日～12月13日
回収結果	配布数:87件 回収数:56件 回収率:64.4%

- b) 団体ヒアリング調査

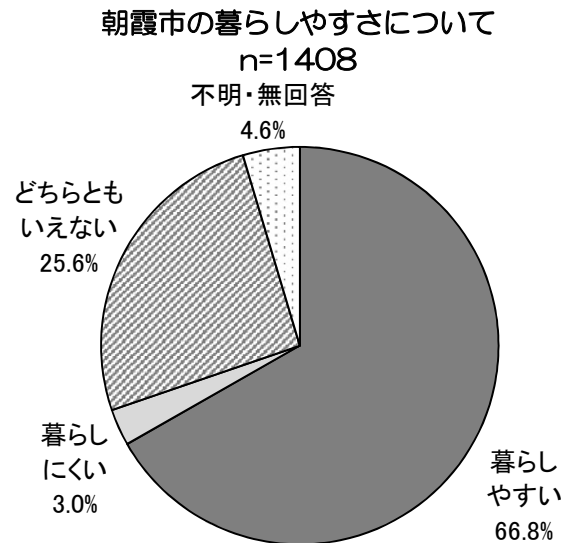
調査対象者	団体アンケート調査票に回答の56団体のうち、当日参加の16団体
調査実施期間	令和2(2020)年1月14日
対象分野	高齢者、障害のある人、地域活動団体、子どもの4分野

2 市民アンケート調査結果より

朝霞市に対する印象について

■朝霞市の暮らしやすさ

朝霞市の暮らしやすさは、「暮らしやすい」が66.8%と最も高くなっています。平成27（2015）年度に実施した前回調査との比較では、「暮らしやすい」の割合が6.2ポイント上昇しています。

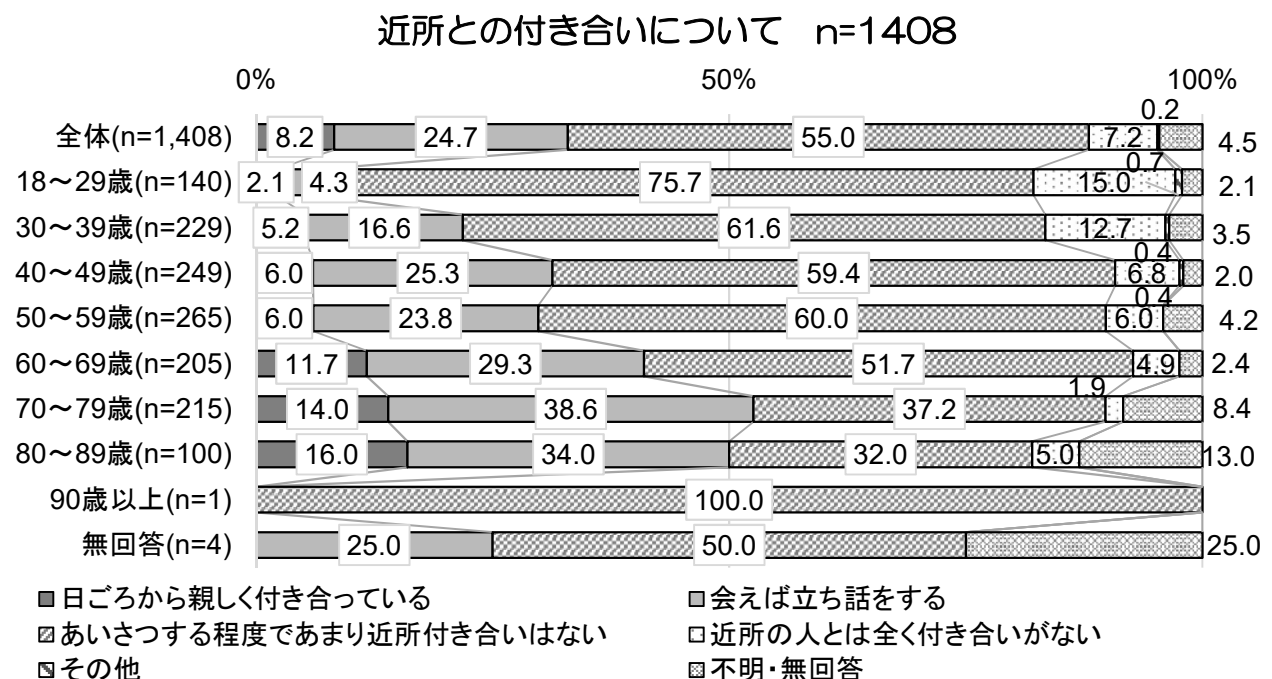


近所との付き合いについて

■普段の近所との付き合い

普段の近所付き合いは、「あいさつする程度であまり近所付き合いはない」が55%と最も高くなっています。年齢別にみると、「日ごろから親しく付き合っている」「会えば立ち話をする」は年代が低くなると減少する傾向があります。一般的に、近所付き合いが希薄化していることが現代社会の特徴とも言われていますが、市においても、30歳未満では合計6.4%と極めて低い結果となっています。

前回調査との比較では、「日ごろから親しく付き合っている」「会えば立ち話をする」がそれぞれ4.5ポイント、6.9ポイント減少しています。

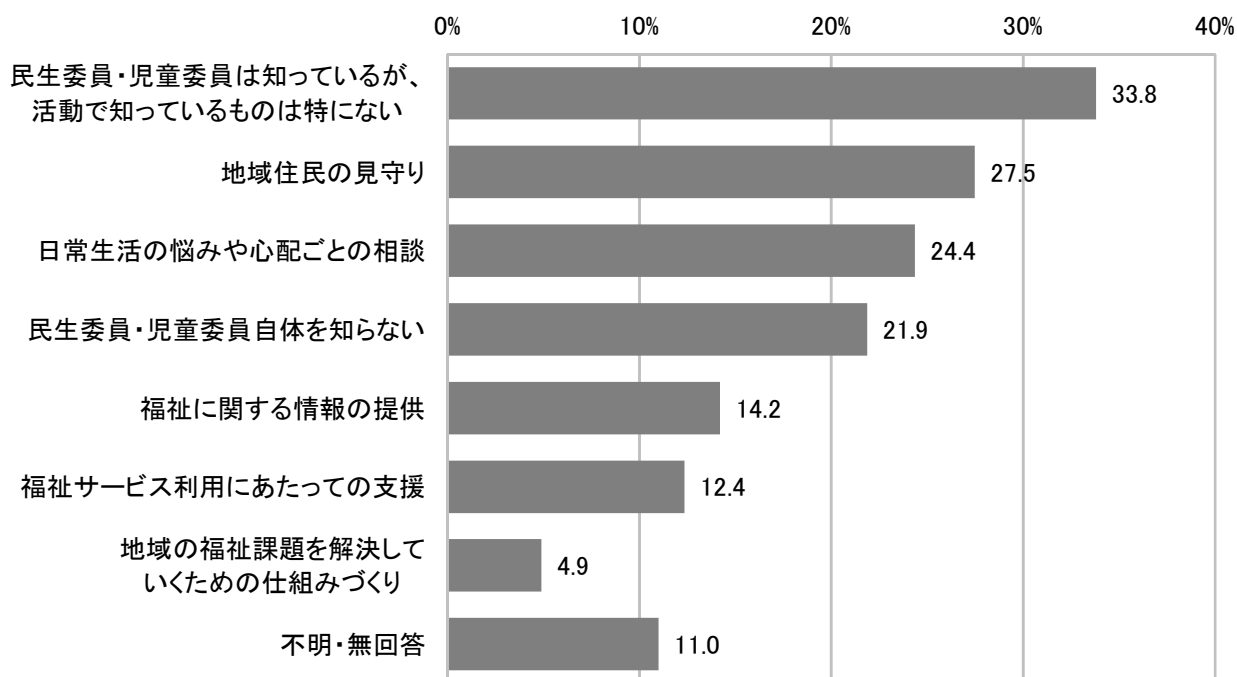


民生委員・児童委員について

■ 民生委員・児童委員の活動の認知度

「民生委員・児童委員は知っているが、活動で知っているものは特にない」が33.8%と最も高く、次いで「地域住民の見守り」が27.5%、「日常生活の悩みや心配ごとの相談」が24.4%、「民生委員・児童委員自体を知らない」が21.9%となっています。

民生委員・児童委員の活動の認知度 n=1408

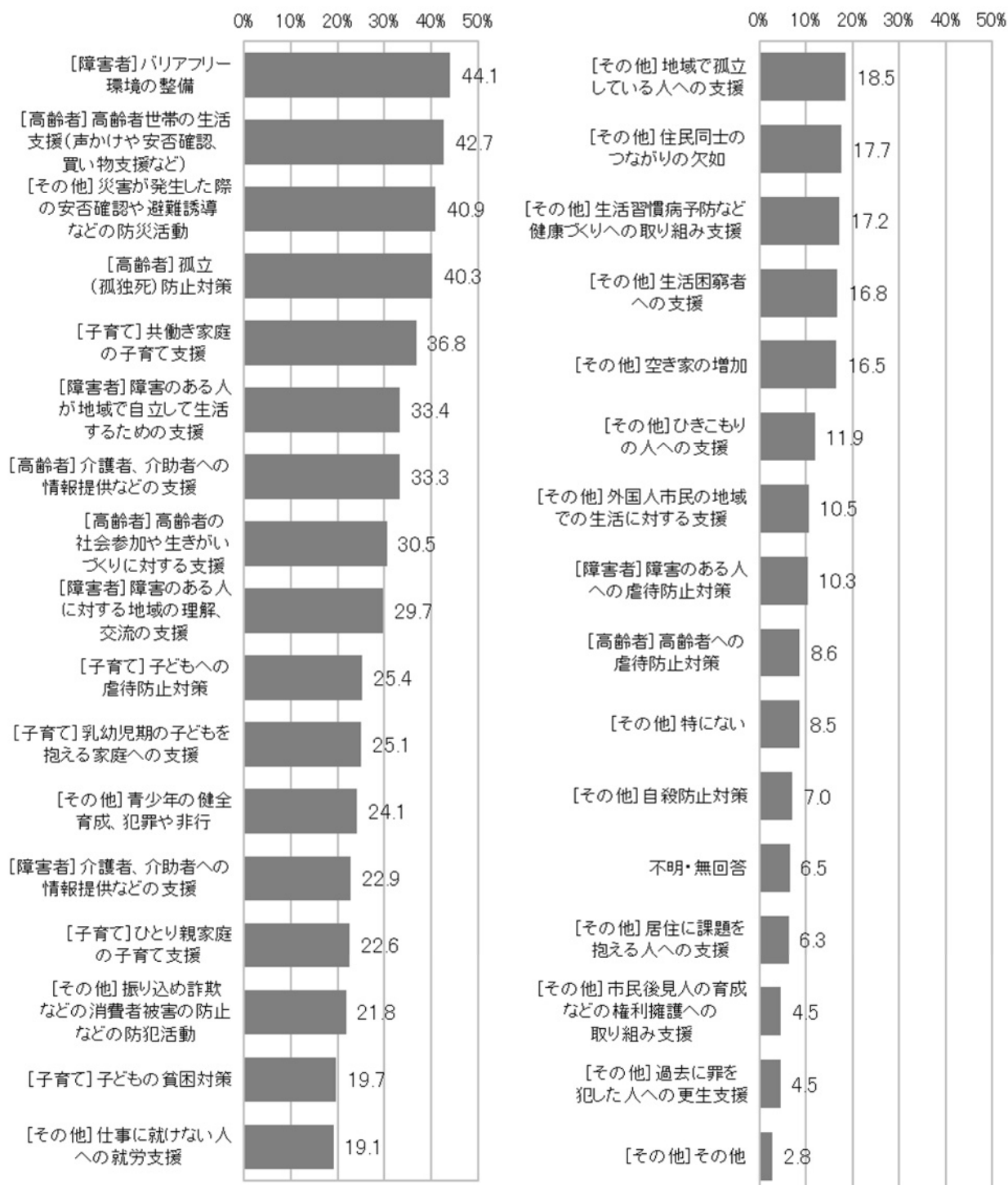


地域での活動や課題について

■あなたの身近な地域には、どのような課題があると思いますか

「[障害者]バリアフリー環境の整備」が44.1%と最も高く、次いで「[高齢者]高齢者世帯の生活支援（声かけや安否確認、買い物支援など）」が42.7%、「[その他]災害が発生した際の安否確認や避難誘導などの防災活動」が40.9%、「[高齢者]孤立（孤独死）防止対策」が40.3%となっており、安全・安心につながる項目が高くなっています。

身近な地域の課題について n=1408

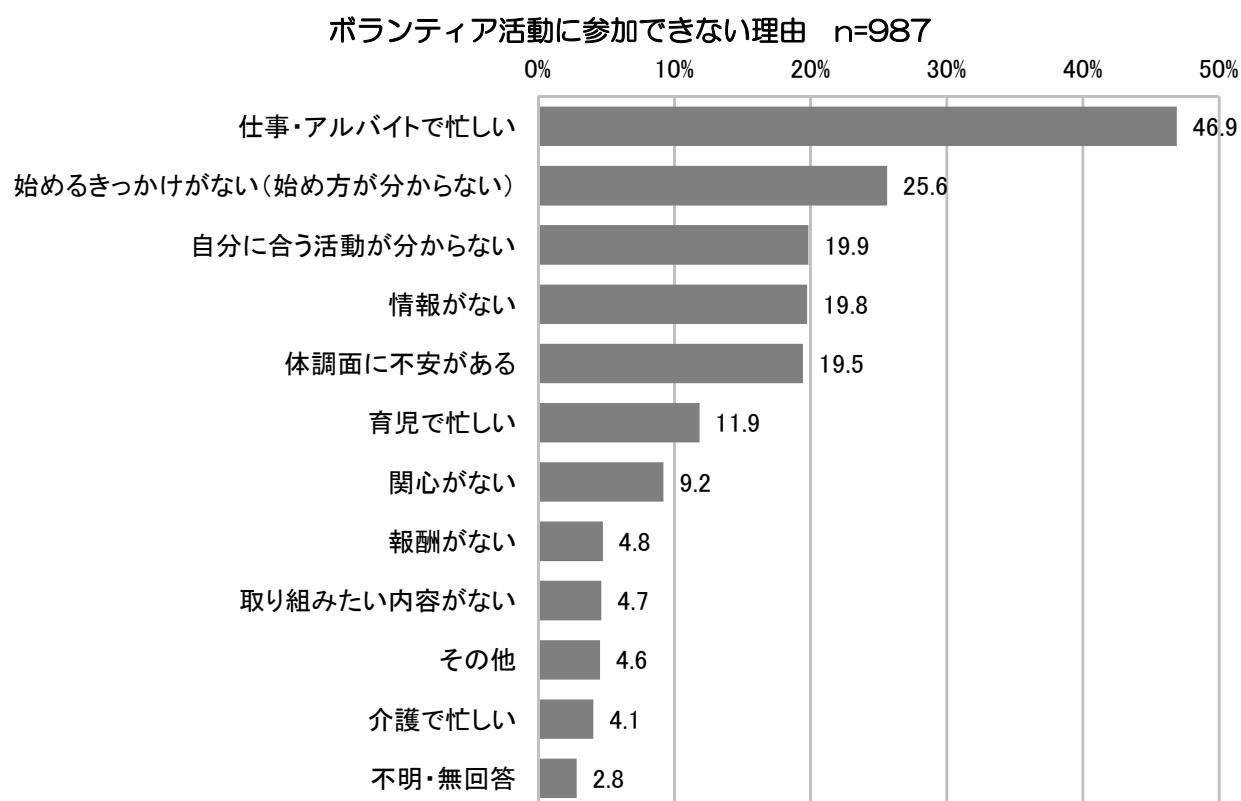
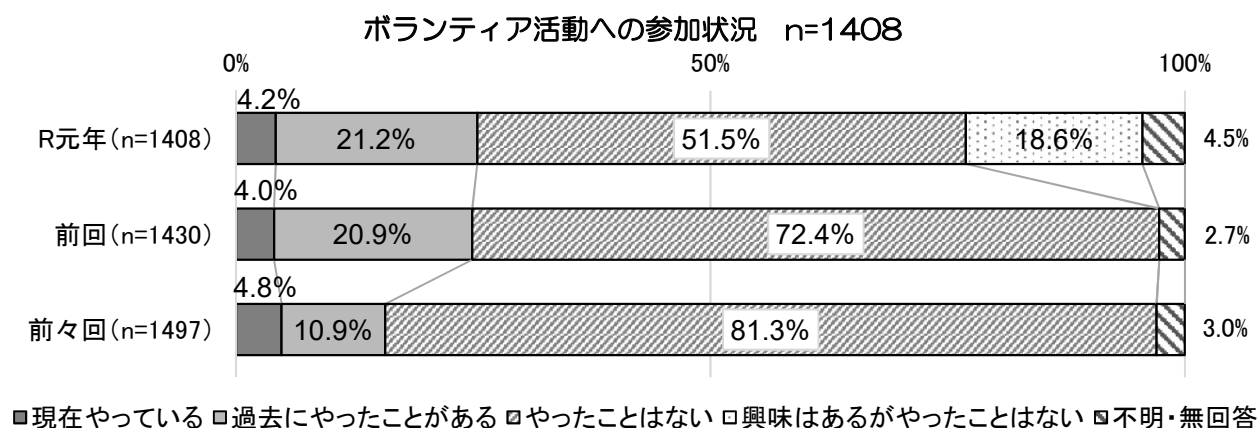


ボランティア活動について

■ ボランティア活動をしていますか、参加できない理由は何ですか

「やったことはない」が51.5%と最も高く、次いで「過去にやったことがある」が21.2%、「興味はあるがやったことはない」が18.6%となっています。今回の調査から「興味はあるがやったことはない」という選択肢が追加されたことで、「やったことはない」の割合が20.9ポイント減少しています。現在ボランティア活動を行っている割合は依然低い状態です。

参加できない理由では「仕事・アルバイトで忙しい」が46.9%ですが、「始めるきっかけがない」25.6%、「自分に合う活動が分からない」が19.9%となっています。

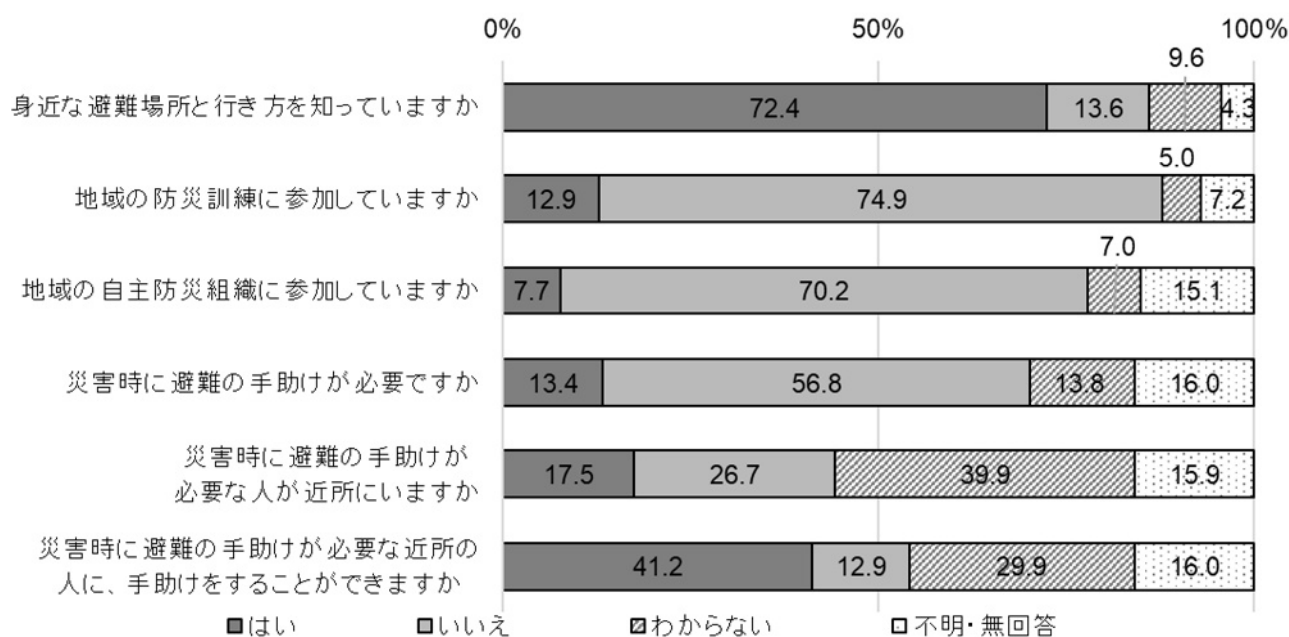


防災活動について

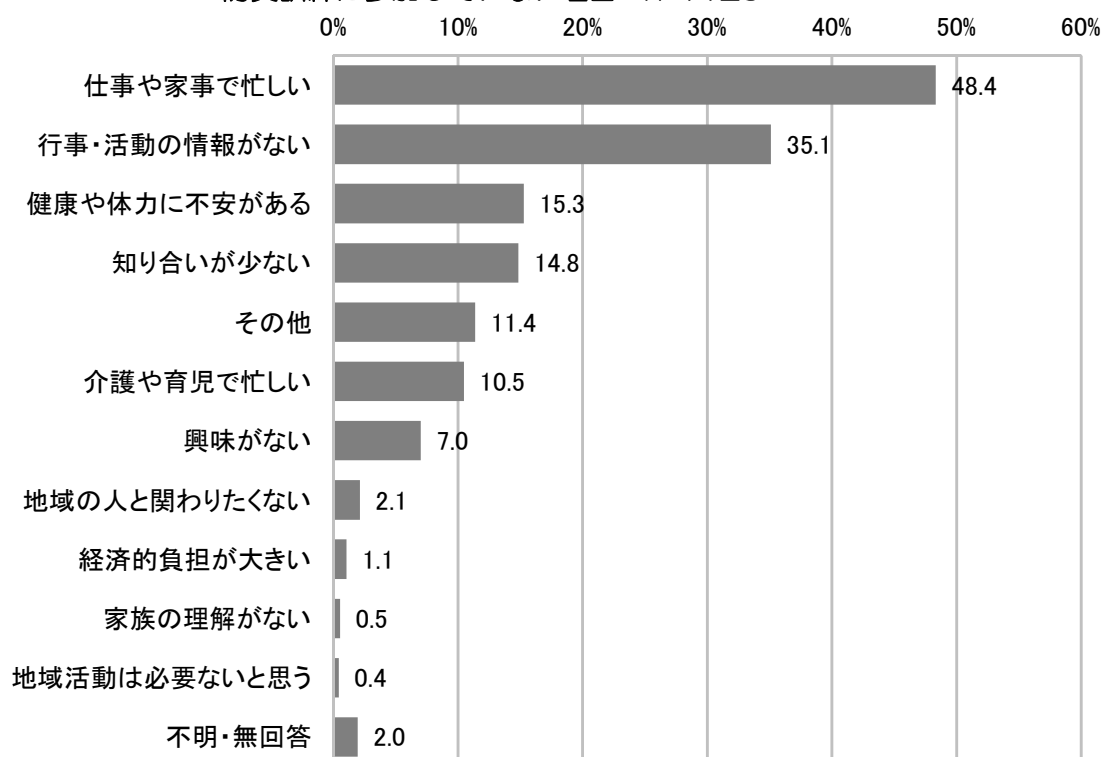
「地域の防災訓練に参加している」と回答した人は12.9%、「参加していない」と回答した人は74.9%となっています。また、「災害時に避難の手助けが必要な近所の人に、手助けをすることができますか」では、「できる」が41.2%となっています。

防災訓練に参加していない理由では、「仕事や家事で忙しい」48.4%、「行事・活動の情報がない」が35.1%となっています。

防災活動への参加状況 n=1408



防災訓練に参加していない理由 n=1125



「地域共生社会」の実現に向けた地域のつながりについて

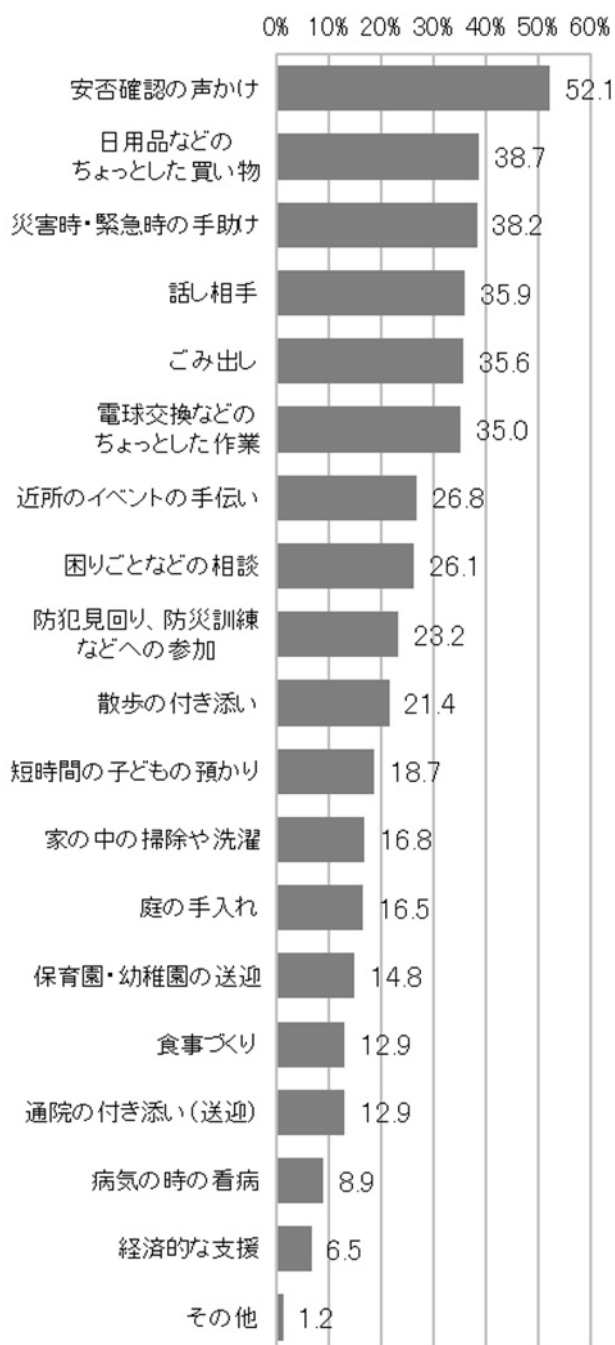
■手助けしていること、手助けしてほしいことはありますか

地域の困っている世帯に対して「手助けしていること」では、「話し相手」が5.0%と最も高く、次いで「安否確認の声かけ」が4.3%となっています。また、「手助けしてほしいこと」では、「安否確認の声かけ」が52.1%と最も高く、次いで「日用品などのちょっとした買い物」が38.7%、「災害時・緊急時の手助け」が38.2%となっています。

手助けしていること n=1408



手助けしてほしいこと n=1408

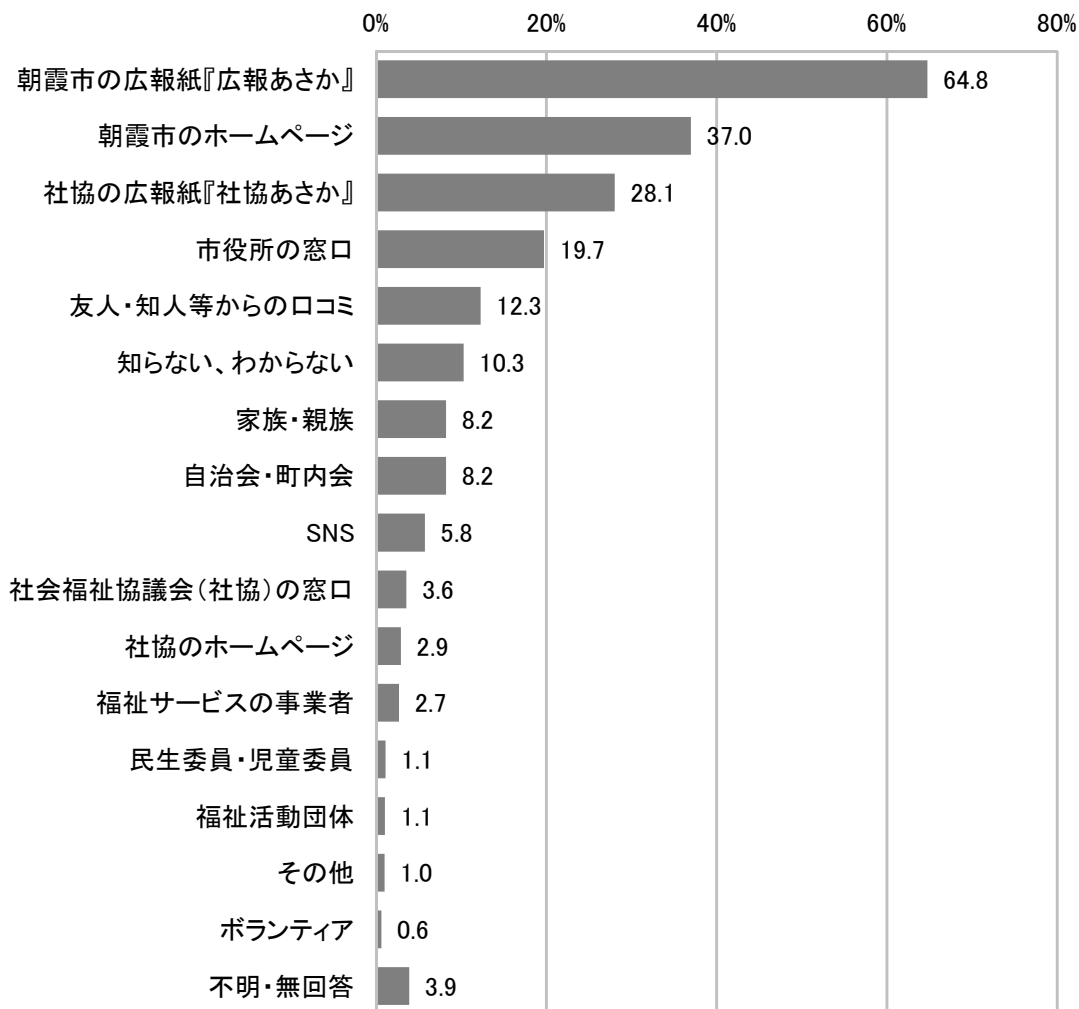


朝霞市の福祉について

■朝霞市の福祉についての情報はどこから手に入れますか

「朝霞市の広報紙『広報あさか』」が64.8%と最も高く、次いで「朝霞市のホームページ」が37.0%、「社協の広報紙『社協あさか』」が28.1%となっています。

朝霞市の福祉情報の入手元 n=1408



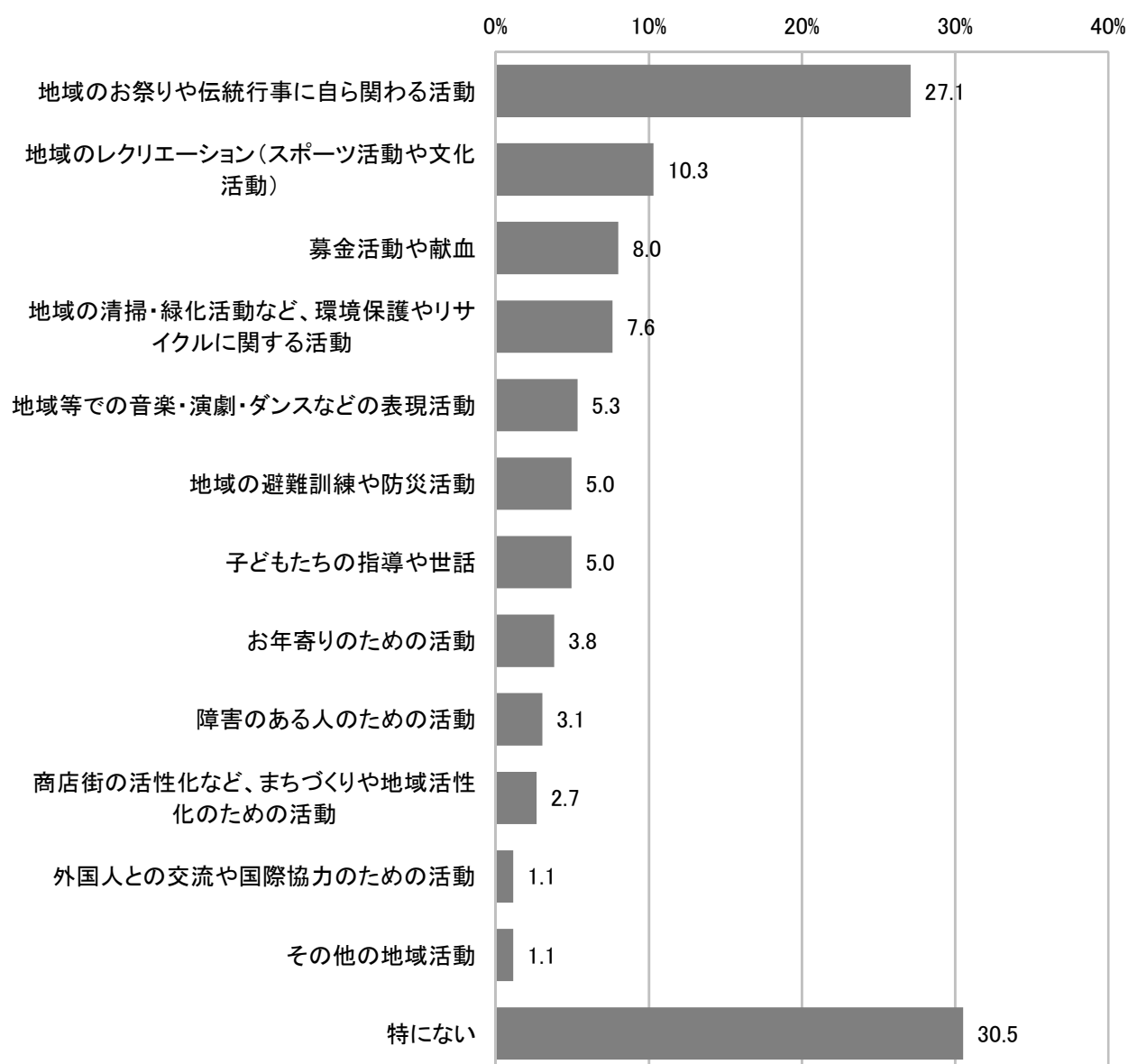
3 若者アンケート調査結果より

地域活動への参加について

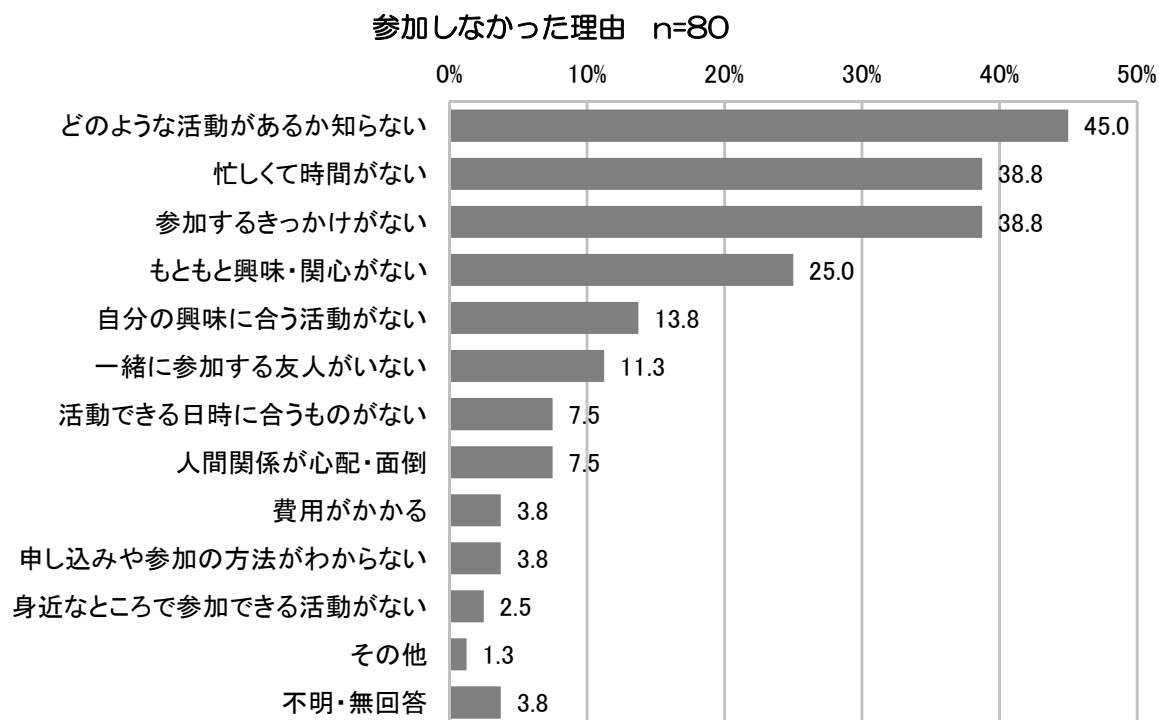
■地域の活動・行事に参加したことがありますか

直近3年間で参加したことがある地域活動では、「地域のお祭りや伝統行事に自ら関わる活動」が27.1%と最も高く、次いで「地域のレクリエーション（スポーツ活動や文化活動）」が10.3%、「募金活動や献血」が8.0%となっています。

地域活動への参加状況 n=262



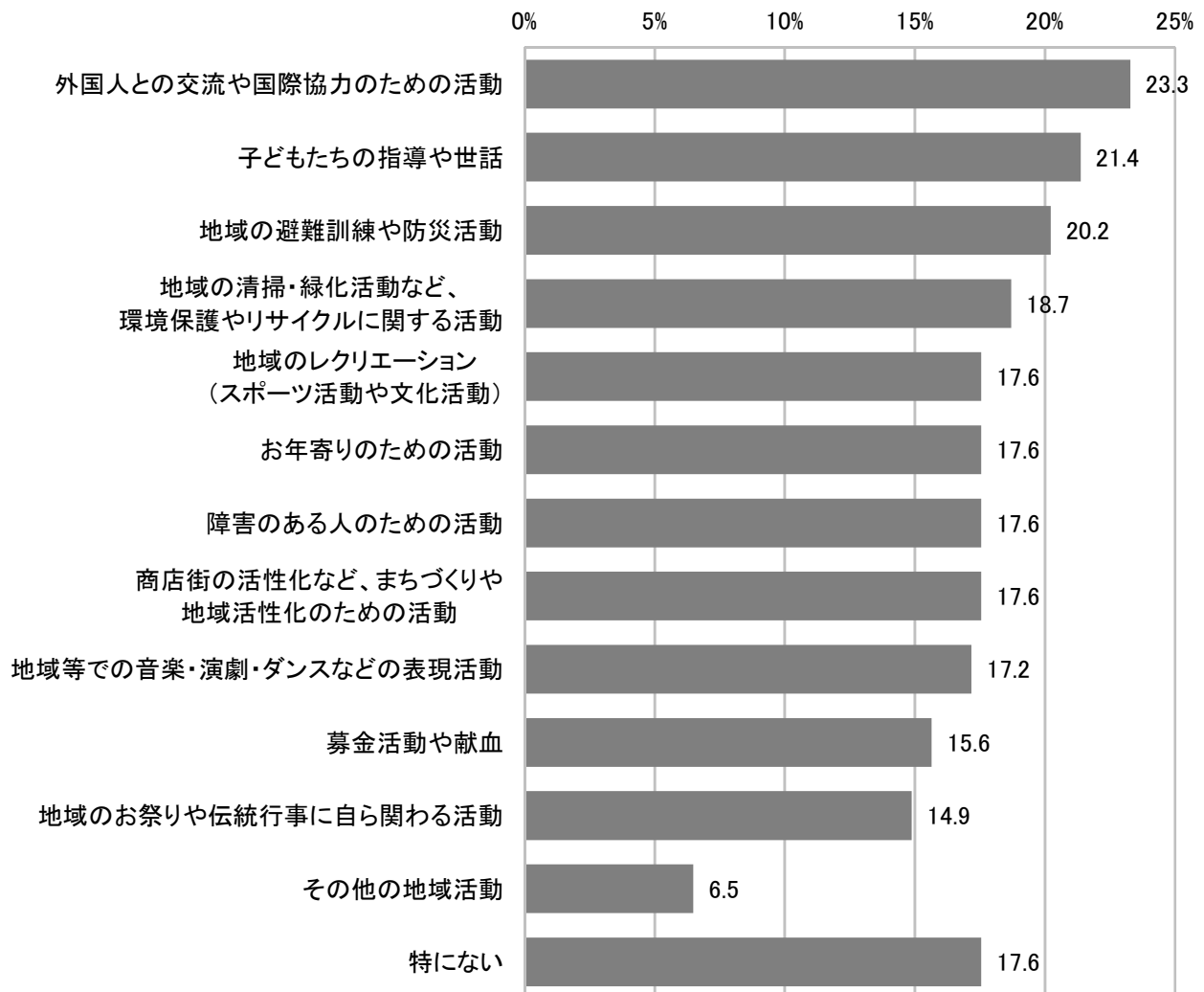
参加しなかった理由では、「どのような活動があるか知らない」が45.0%、「忙しくて時間がない」が38.8%、「参加するきっかけがない」が38.8%となっています。



■ 今後参加してみたい地域活動は何ですか

「外国人との交流や国際協力のための活動」が23.3%と最も高く、次いで「子どもたちの指導や世話」が21.4%、「地域の避難訓練や防災活動」が20.2%となっています。

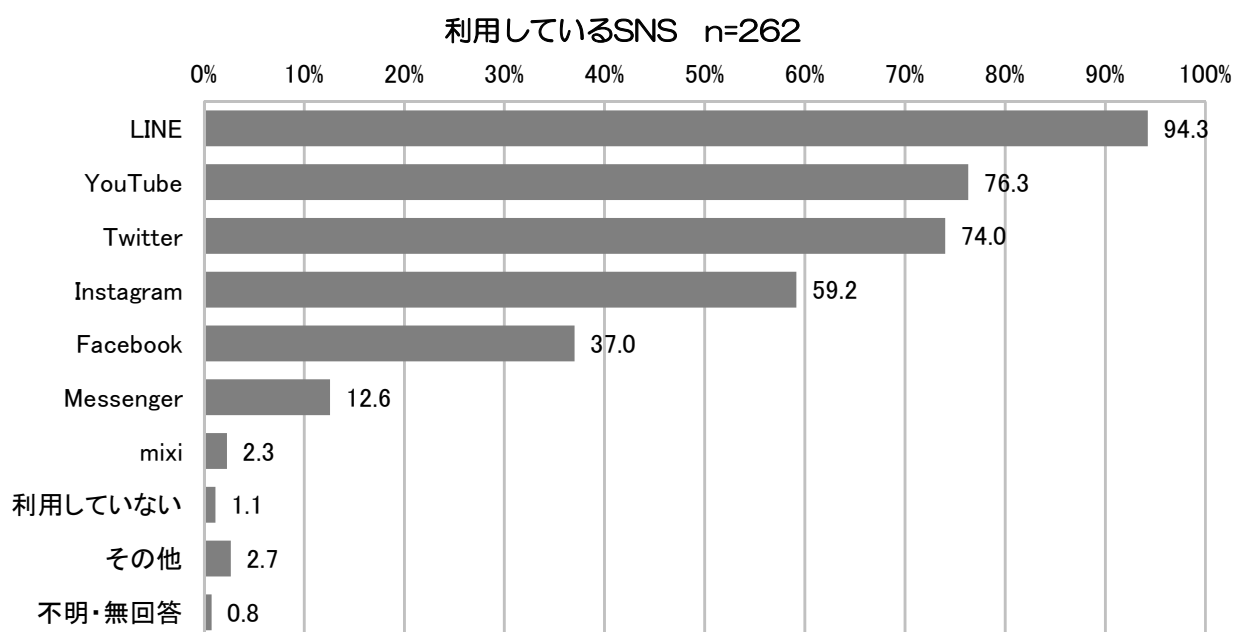
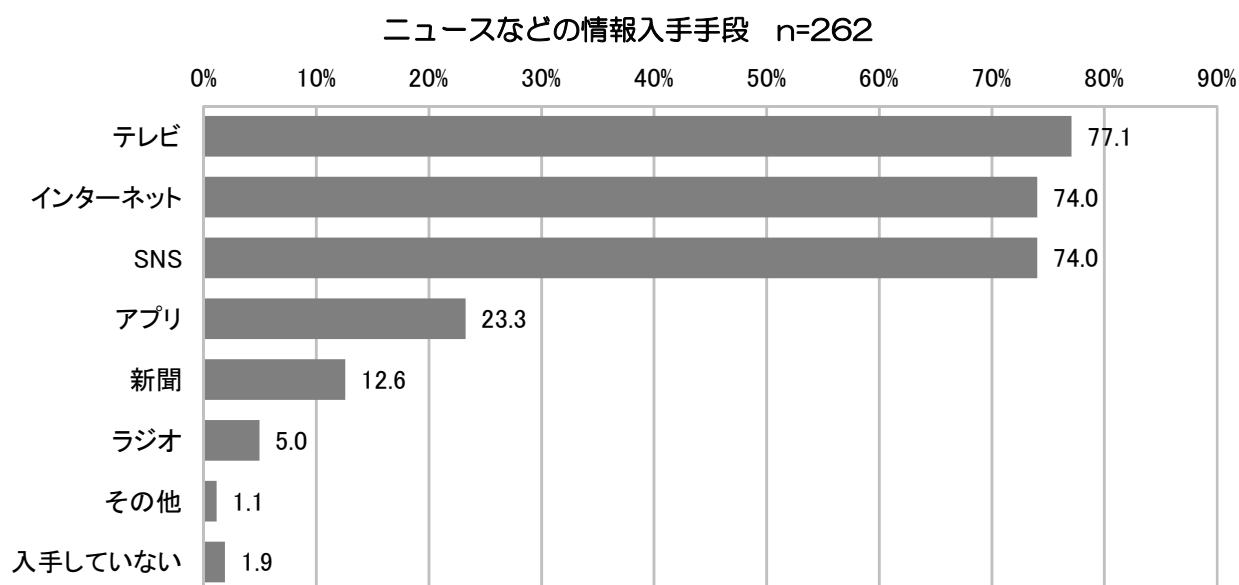
今後参加してみたい地域活動 n=262



情報収集方法について

■ ニュースなどの情報をどのように入手していますか、利用しているSNSは何ですか

日常生活で、ニュースなどの情報をどのように入手していますかは、「テレビ」が77.1%と割合が最も高く、次いで「インターネット」、「SNS」が74.0%となっています。また、利用しているSNSでは、「LINE」が94.3%と割合が最も高く、次いで「YouTube」が76.3%、「Twitter」が74.0%となっています。

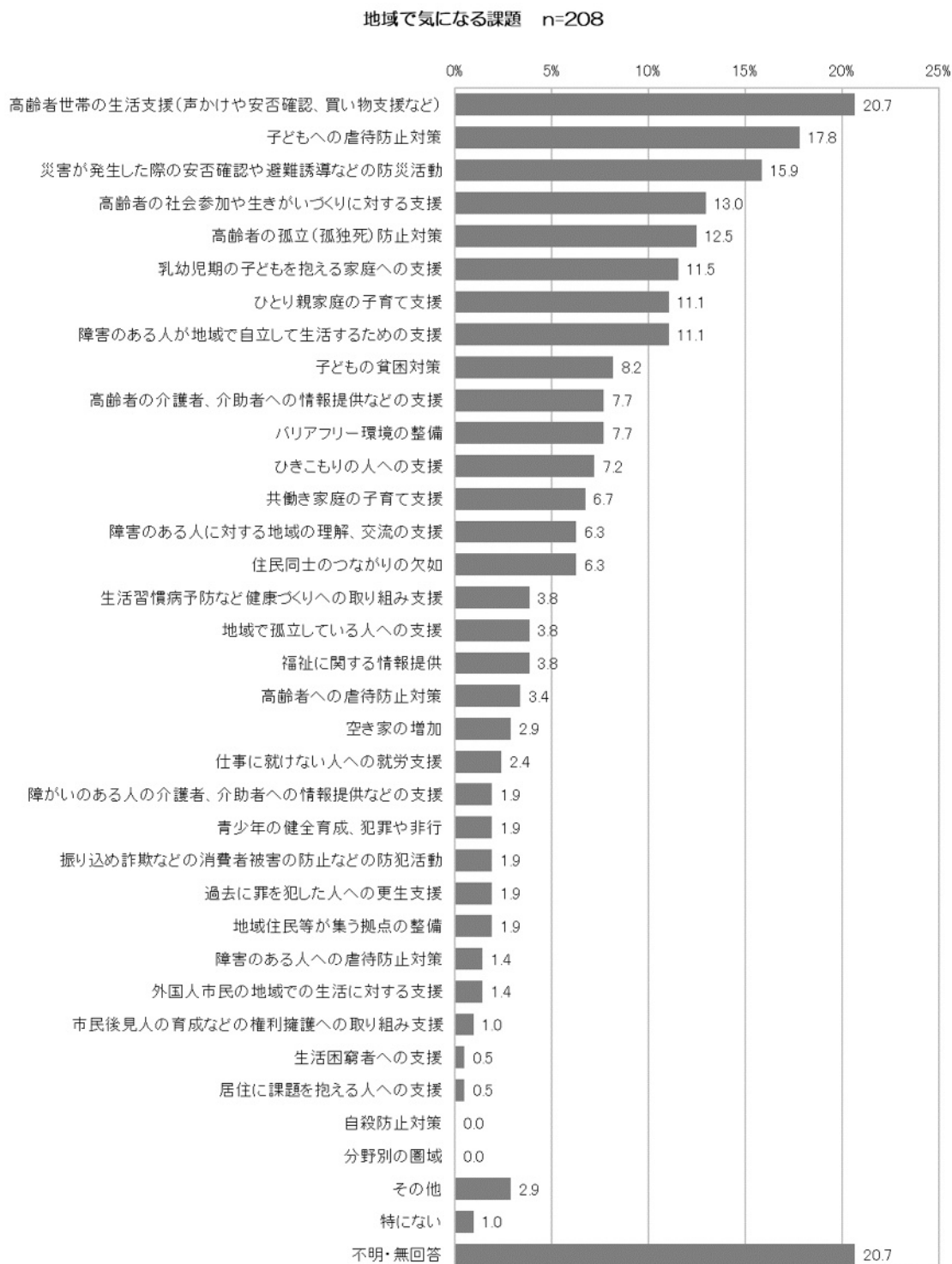


4 専門職アンケート調査結果より

地域活動について

■地域で気になる課題がありますか

「高齢者世帯の生活支援（声かけや安否確認、買い物支援など）」が20.7%と最も高く、次いで「子どもへの虐待防止対策」が17.8%、「災害が発生した際の安否確認や避難誘導などの防災活動」が15.9%となっています。

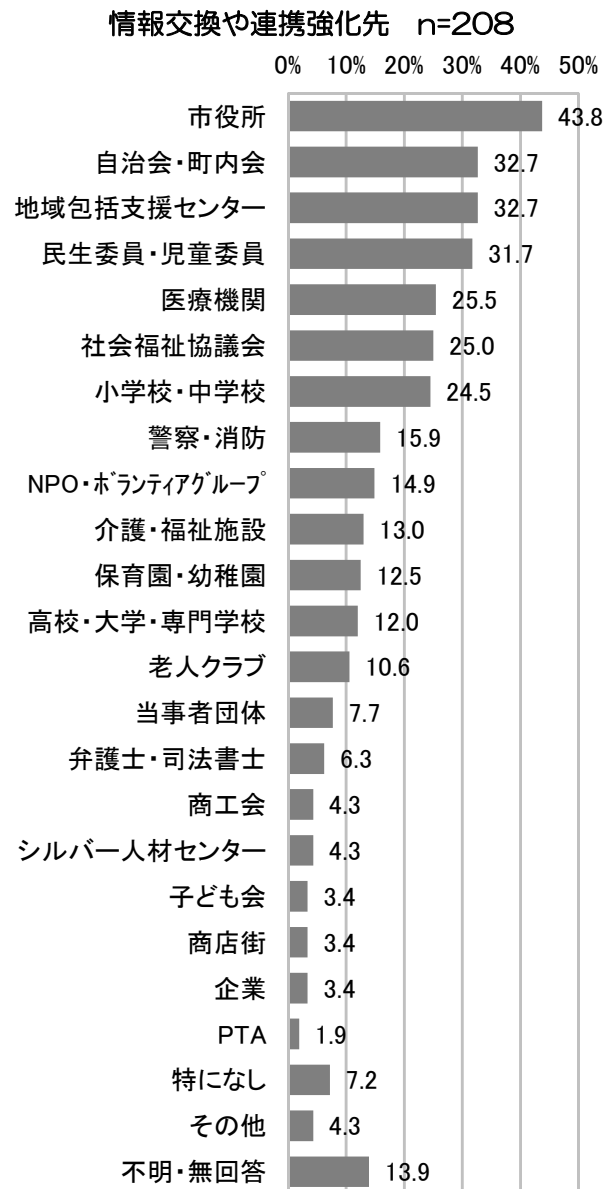
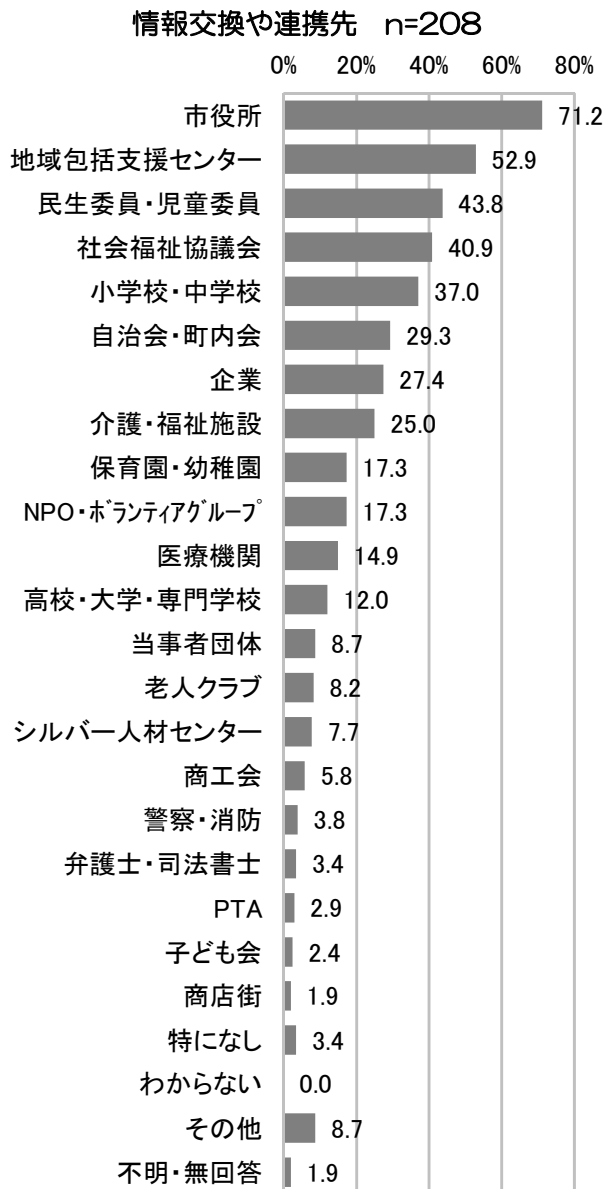


■情報交換を行ったり、連携をしている相手先はどこ（誰）ですか

現在、情報交換を行ったり連携をしている相手先は、「市役所」が71.2%と最も高く、次いで「地域包括支援センター」が52.9%、「民生委員・児童委員」が43.8%となっています。

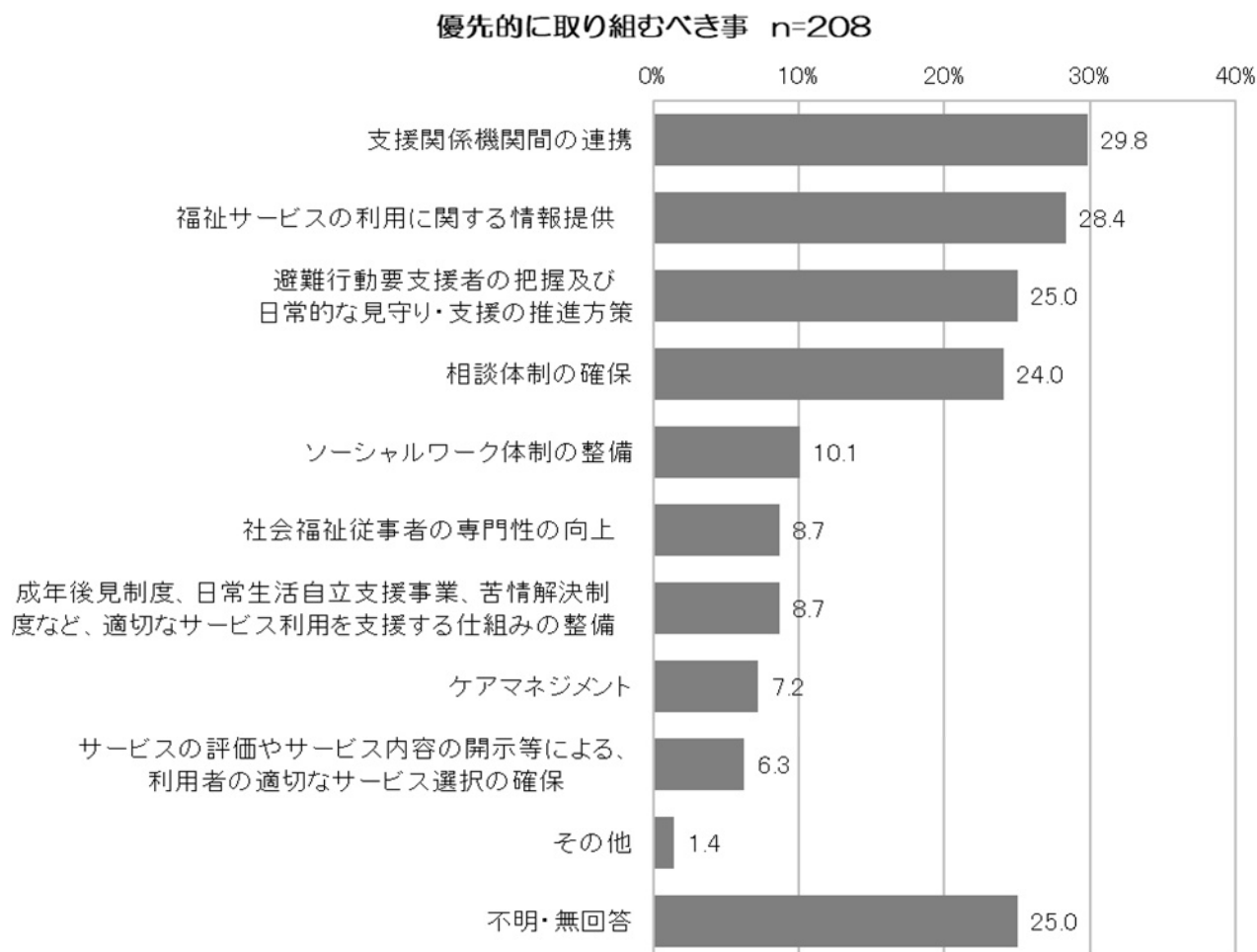
■今後、情報交換や連携を強めたい相手先はどこ（誰）ですか

今後、連携を強めたい相手先は「市役所」が43.8%と最も高く、次いで「自治会・町内会」、「地域包括支援センター」がそれぞれ32.7%となっています。



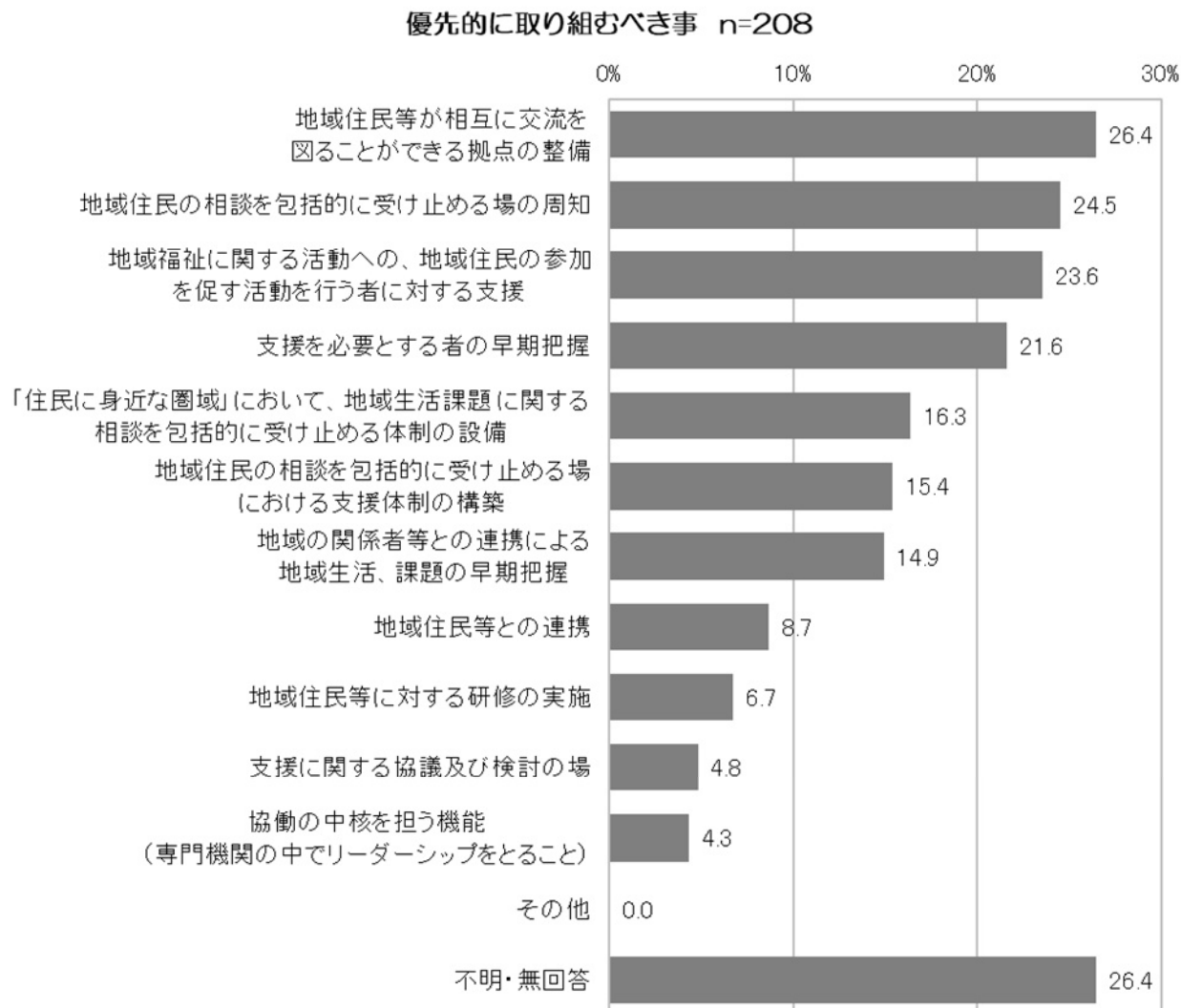
■地域における福祉サービスの適切な利用促進のために優先的に取り組むべき事項は何ですか

地域における福祉サービスの適切な利用の促進のために優先的に取り組むべき事項は、「支援関係機関間の連携」が29.8%と最も高く、次いで「福祉サービスの利用に関する情報提供」が28.4%、「避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策」が25.0%となっています。



■ 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備に関する事項として優先的に取り組むべき事項は何ですか

「地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備」が26.4%と最も高く、次いで「地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知」が24.5%、「地域福祉に関する活動への、地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援」が23.6%となっています。

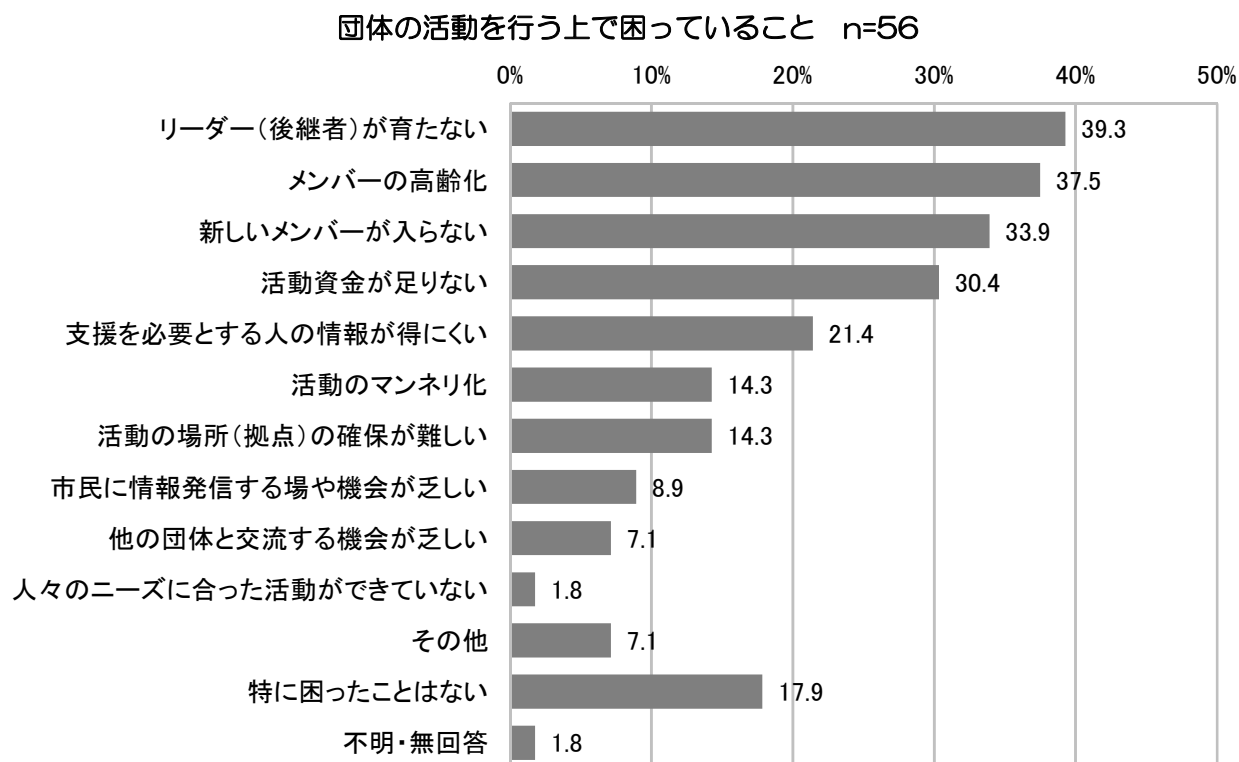


5 団体アンケート・ヒアリング調査結果より

団体の活動について

■団体の活動を行う上で困っていることはどのようなことですか

「リーダー（後継者）が育たない」が39.3%で最も高く、次いで「メンバーの高齢化」が37.5%、「新しいメンバーが入らない」が33.9%、「活動資金が足りない」が30.4%となっています。人材に関することが上位に挙がっていることが特徴です。

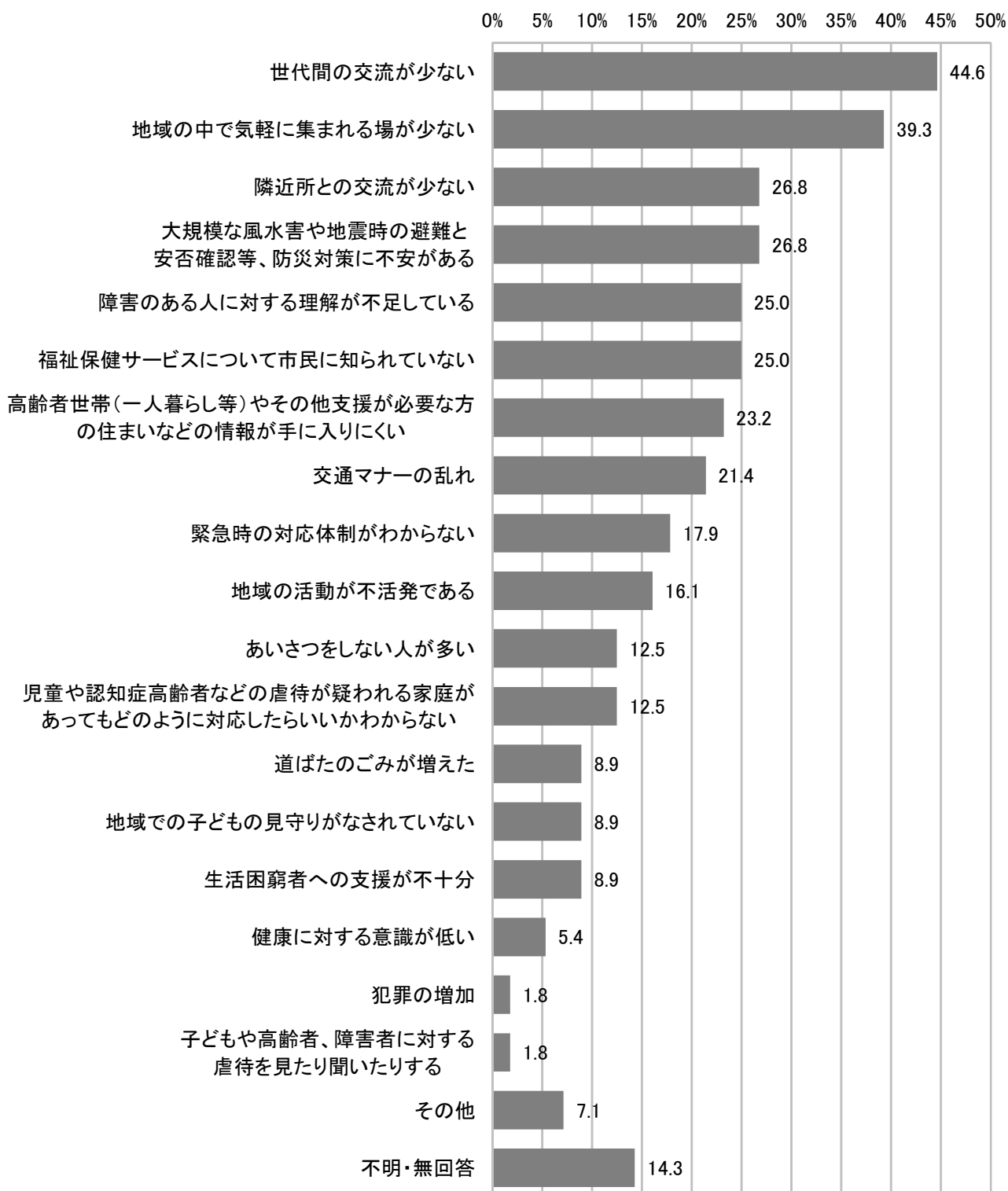


地域について

■活動を通じて感じる、地域の問題点や課題はどのようなものですか

「世代間の交流が少ない」が44.6%で最も高く、次いで「地域の中で気軽に集まれる場が少ない」が39.3%、「隣近所との交流が少ない」が26.8%となっています。交流の場や機会が少ないことが上位に挙げられています。

活動を通じて感じる、地域の問題点や課題 n=56

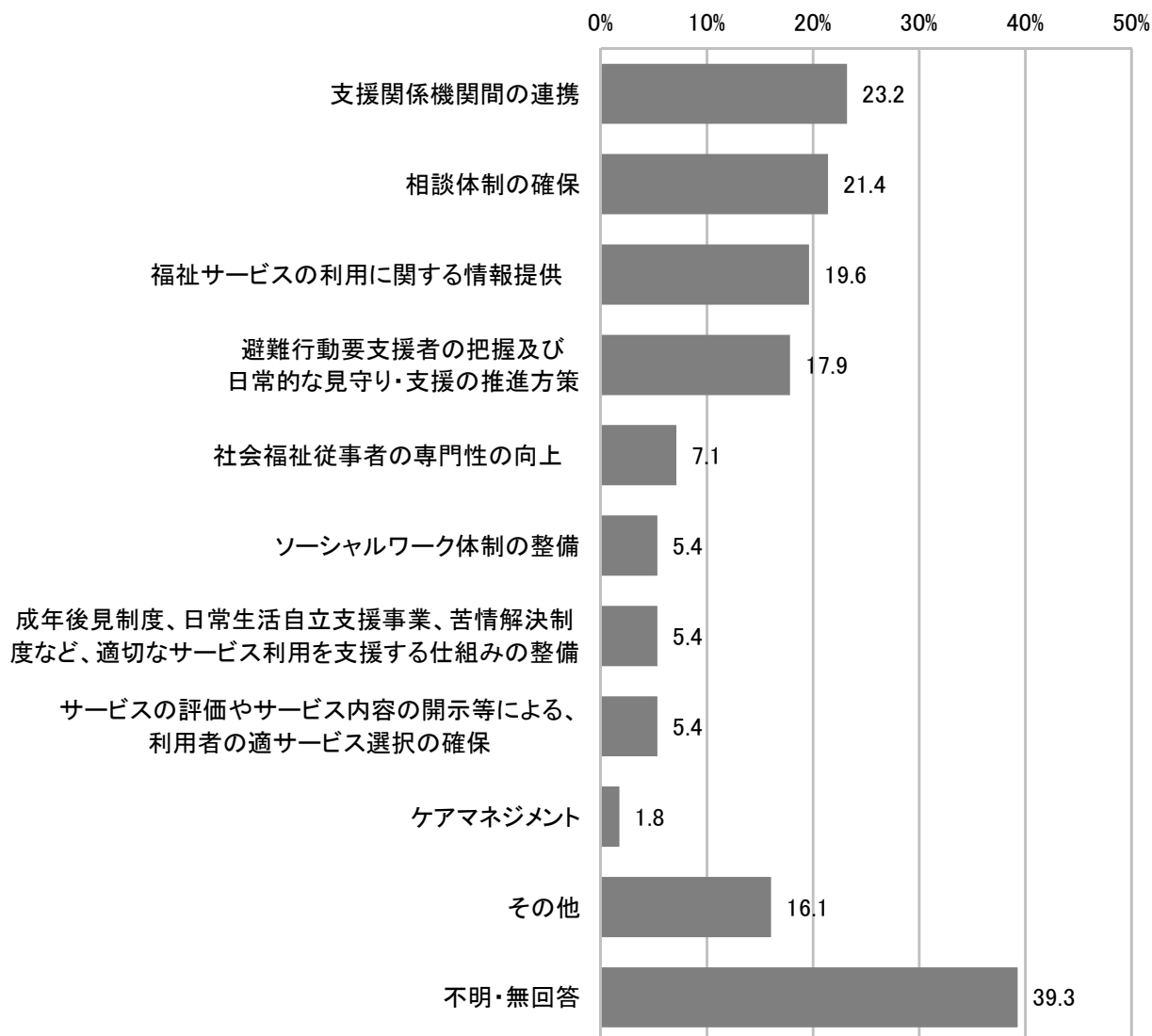


地域共生社会の実現に向けて

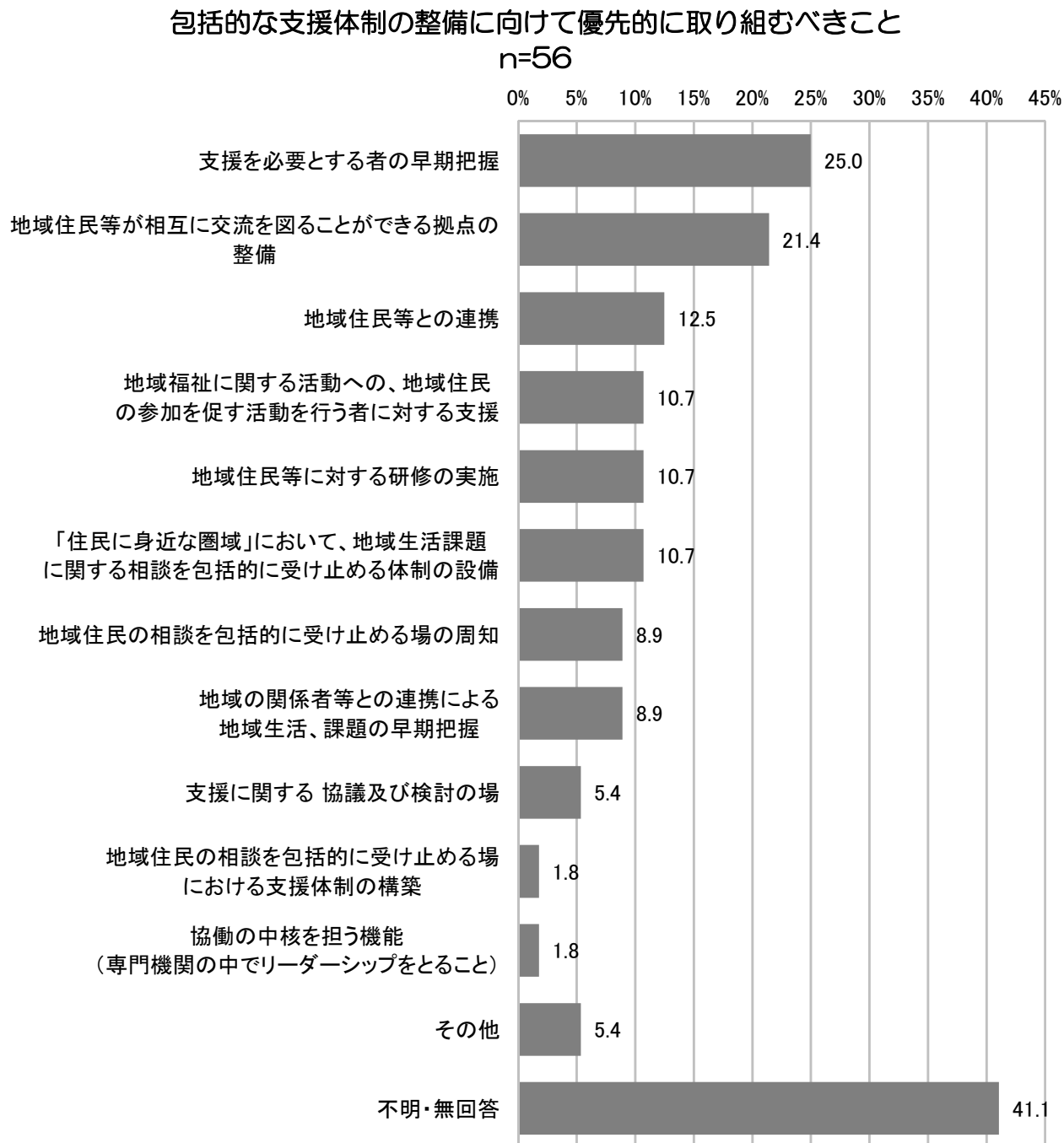
■地域における福祉サービスの適切な利用促進のために優先的に取り組むべきことは何ですか

「支援関係機関間の連携」が23.2%で最も高く、次いで「相談体制の確保」が21.4%、「福祉サービスの利用に関する情報提供」が19.6%、「避難行動要支援者の把握及び日常적인見守り・支援の推進方策」が17.9%となっています。

地域共生社会の実現に向けて優先的に取り組むべきこと n=56



■ 包括的な支援体制の整備に関する事項として優先的に取り組むべきことは何ですか
「支援を必要とする者の早期把握」が25.0%で最も高く、次いで「地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備」が21.4%、「地域住民等との連携」が12.5%となっています。



団体ヒアリング調査

市内の福祉団体及びボランティア団体を対象に、高齢者、障害のある人、地域活動団体、子どもに関する項目についてヒアリングを実施しました。そこで出された主な意見は以下のとおりです。

高齢者

- ・市や社会福祉協議会の広報のあり方について、広報が月1回の発行になったため、1つの団体が年間2回しか掲載できない。
- ・活動を支える人材の確保が難しい。ちょっとでも役を与えると、次から来ない場合がある。
- ・町内会からスタートした老人クラブであるが、今の市民は町内会に4割しか入らない。
- ・民生委員がどんな活動をしているか全く分からない。訪問に来ていない。
- ・高齢者が詐欺に遭わないよう、また、ヘルメットをかぶるよう、詐欺被害の防止や事故防止のための指導を警察等が行ってほしい。

障害のある人

- ・視覚障害のある人の横のつながりがあまりない。情報を共有したり、情報を流す何かがあれば利用したい。社会福祉協議会にも個々の団体の相談には乗ってもらっているが、団体と団体をつなぐことはしてもらえていない。市役所や社会福祉協議会が能動的に働きかけてほしい。
- ・社会福祉協議会の場所がへき地すぎる。せめてボランティアの部分だけでも駅の近くなど、もう少し便利な場所に来てもらいたい。社会福祉協議会に障害のある人が行くのは大変である。
- ・障害のある人がもっと気軽に窓口で相談できる社会福祉協議会になってほしい。
- ・精神疾患に限らず、障害について理解を深めるためには、町内会との連携が最も効果的である。
- ・社会福祉協議会には、適切な回答を出してくれる社会福祉協議会であってほしいし、もっと身近に寄りやすい、相談しやすい窓口をぜひもってほしい。

子ども

- ・自分が子どもたちに労力を出し、それが自分に返ってくるということ、基本的にはそれが共助である。
- ・新潟の山古志村では、災害被害を受けた方が何をどこで必要としているかを村中で把握していた。情報を出し合うことで、災害時のサポートを受けられる地域となっていた。プライバシーが無い。
- ・あなたがやらないとだめなのだよ、ということを言い続けるしかない。やれること、地域に関われることが幸せなのだ、と。
- ・人との関わり方が下手になってきている。子どもなりにできるトレーニングを積み重ねていかないとけない。心の健康のための福祉が必要です。
- ・困った人を見つけよう、ではなく、その人たちがどうやったら自活できるかをアシストすることが福祉のベースにあるべき。

地域活動団体

- ・自治会・町内会に入るメリットは、防犯である。道路の防犯灯の設置も自治会・町内会でやっている。防犯を考えれば、ぜひ自治会・町内会に入ってくださいと。
- ・ギブ&テイクの関係を。自治会・町内会と市のつながりが薄い。
- ・自治会・町内会として一番大事なことは、災害が起こった時に、自治会・町内会としてどうするか。備品などは市から供与されて備蓄しているかもしれないが、どこに一人住まいの人がいるかなどの情報は自治会・町内会で全く把握していない。
- ・自治会・町内会とPTA、老人会、NPO等がばらばらに活動するのではなくて、地域福祉の中で一緒に会議して、やるべきことを話し合うべき。
- ・過去の老人会のイメージと違うことをやっていかないと、若い人は入ってこない、という観点から、地域老人会も去年あたりから活動をしていこうと、社会福祉協議会と連携を取りながらやっている。

3 地域懇談会に見る市の現状

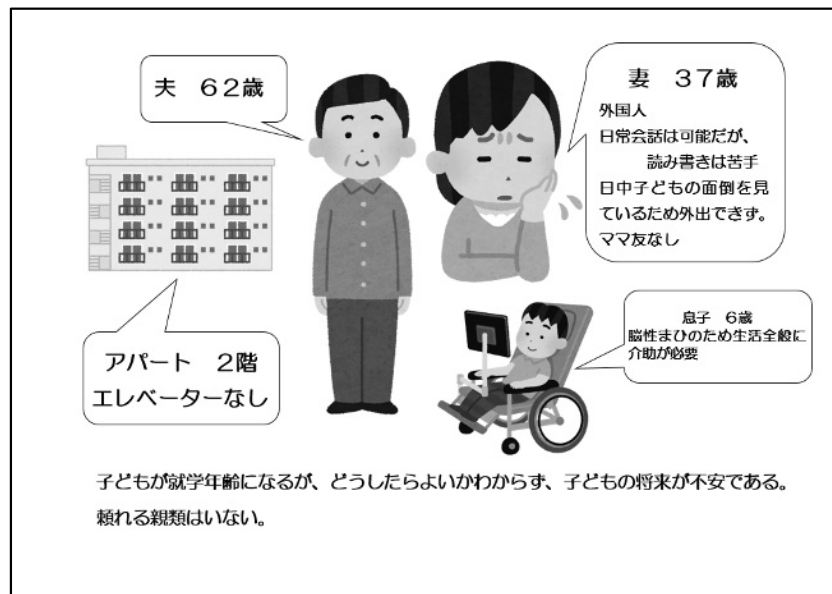
市民が普段の暮らしの中で感じていることや、地域での課題について、想定事例を5つ提示し、解決策や方向性などのアイデアや意見を伺うため、下記のとおり懇談会を開催しました。

実施期間、 場所等	回数	日時	場所	参加人数
	第1回	令和元(2019)年12月12日(木) 19:00~21:00	朝霞市産業文化センター	24人
	第2回	令和元(2019)年12月13日(金) 10:00~12:00	根岸台市民センター	32人
	第3回	令和元(2019)年12月14日(土) 10:30~12:30	朝霞市総合福祉センター	41人
	第4回	令和元(2019)年12月16日(月) 10:00~12:00	膝折市民センター	33人
	第5回	令和元(2019)年12月18日(水) 13:30~15:30	北朝霞公民館	31人
	第6回	令和元(2019)年12月19日(木) 18:30~20:00	ほんちょう児童館	32人
実施方法	ワークショップ形式			

■ 地域懇談会の様子

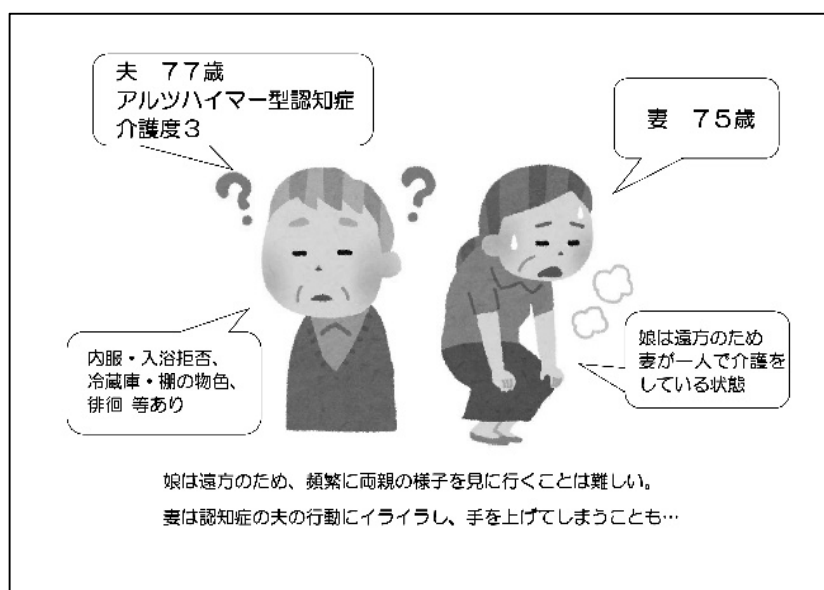


【事例 ①多文化共生社会の実現】



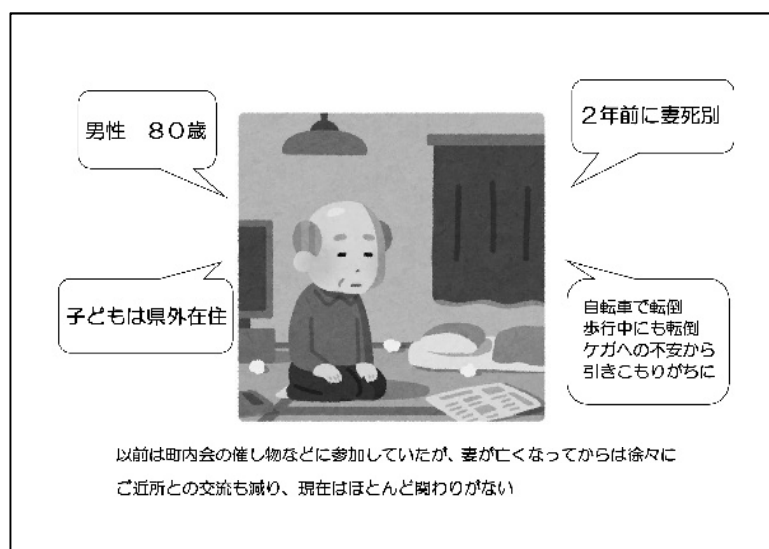
分類	主なアイデア・意見
自助	- 外国人自らが日本語を学ぶ。 - 自ら公民館や児童館等に外出し、情報を集める。 - 自分からSOS(「助けてほしい」)を発信する。
互助	- 国籍を問わず、日常的にあいさつをして人間関係を築く。 - 外国人会(集まり)があるとよい。 - 市内の子育て・障害サービス情報を伝え、一緒に相談しに行く。 - 買い物、ゴミ出しなどで接する機会にあいさつや世間話をする。 - 障害者の互助会などがあるとよい。 - 大家さんやお隣さん等が生活のルールなどを教えるとよい。
共助	移動手段・住まいの環境の確保に対する支援があるとよい。
公助	- 子育て支援センター、行政機関で相談できるとよい。 - 通訳や外国語の対応ができる行政窓口の紹介。 - 民生委員を通じて行政へ連絡する。 - 市役所からの就学案内や語学補助(日本語の補助)。 - 保健センター、民生委員などが関わる。 - 同じような人を集めたイベントの実施。

【事例 ②身近に迫る介護】



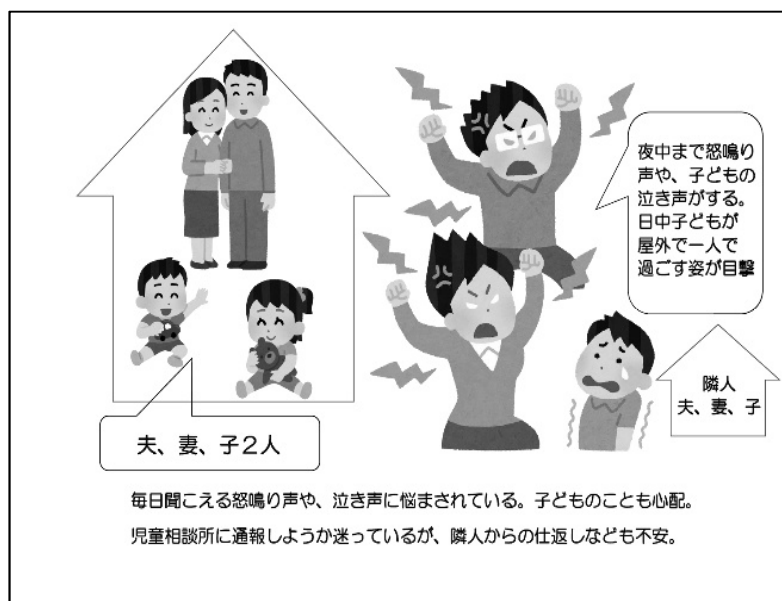
分類	主なアイデア・ご意見
自助	- 介護で疲れている事を発信できるよう地域とつながりをもつ。 - 遠方の娘を頼るなど、家族で協力する必要がある。 - 自分から情報を得て、助けてほしいと発信する。 - 趣味や好きな事を行う。
互助	- 自治会・町内会、同じ悩みを持っているサークル（介護の家族の集まり等）などで支え合う。 - 地域などで体操を行うなど、ストレスを発散できる場をつくる。 - 日頃からの近所づきあい、見守り、声かけ。 - ラジオ体操やあいさつ運動などの取り組みを行う。 - 周囲が認知症サポーター養成講座などを受講し理解を深める。
共助	- 介護保険の短期入所生活介護を利用する。 - デイサービスの隣にカフェをつくり息抜き場をつくる。 - サロンやオレンジカフェなどを利用する。 - デイサービスやショートステイを利用する。
公助	- 地域包括支援センターや民生委員、行政などがサポートを行う。 - 業者による見守り（新聞配達等）を活用する。 - 施設やサービスなどの情報提供体制を整備する。 - 介護のサービスを紹介する。

【事例 ③事例引きこもりをなくそう】



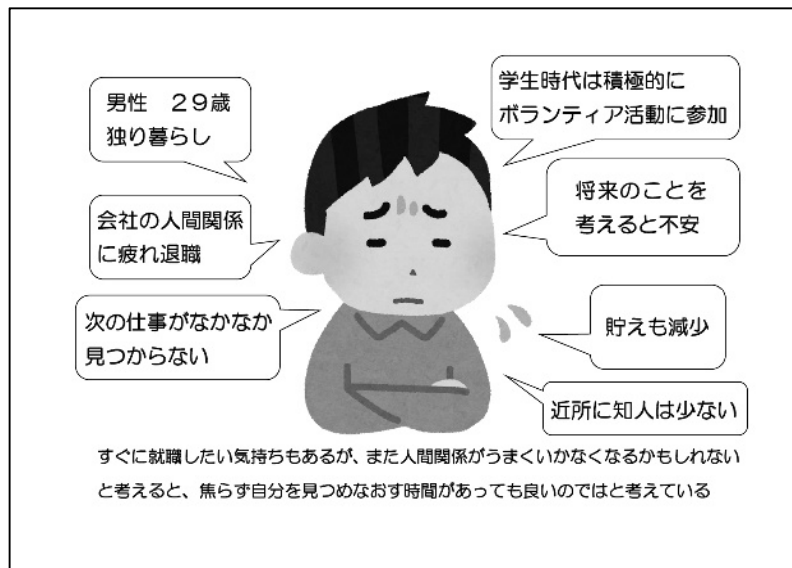
分類	主なアイデア・ご意見
自助	・ 自ら広報紙等を読み情報を集める。 ・ 定期的な病院受診。 ・ 安心ポット等を活用する。※安心ポットとは・・・無線通信機を内蔵した「電気ポット」を毎日使うだけで、離れて暮らすご家族の生活を見守ることができる「安否確認サービス」です。 ・ 生きがいとなる趣味をつくる。 ・ 家族に相談する。 ・ 近所の人に家族の連絡先を伝え、見守りを依頼する。
互助	・ 地域からの声かけ。 ・ 地域のイベント事に誘ってみる。 ・ 近所で見守りや、ラジオ体操等の地域のイベントに誘ってみる。
共助	・ 介護保険の申請するため、包括支援センターに相談する。 ・ 通所サービスの利用。
公助	・ 担当の民生委員に力を借りる。 ・ 行政に相談し安心見守り通報システムの導入を検討する。 ・ 行政や包括支援センターに相談する。

【事例 ④見て見ぬフリできますか？】



分類	主なアイデア・ご意見
自助	・ お祭りなど、地域のイベントに参加してつながりを持つ。 ・ 自分で行政や相談窓口の場所など情報を集める。 ・ ママ友が作れるような場所へ足を運ぶ。 ・ 近隣の住民に相談できるよう、普段からあいさつをする。 ・ 公園などに行く。
互助	・ 隣近所で情報共有（怒鳴り声の回数等）等の協力をして見守る。 ・ 気軽に集える場が必要である。 ・ 見かけたら声をかけてお喋りしながら困っていることがないか、不安に感じていることがないか聞く機会をつくる。 ・ ポストインで地域の情報や相談先が掲載されている情報を伝える。 ・ 子どもとあいさつを交わして顔を覚えてもらう。 ・ 地域の催しに誘ってみる。 ・ 子どもの接点から声をかけて困りごとがないか聞いてみる。 ・ 地域の情報を伝えながら様子を見る。 ・ 親のストレス解消法を検討、精神面でサポート。 ・ 周りがSOSに気づく。
共助	—
公助	・ 児童相談所や子育て支援センター、警察に（匿名で）通報及び相談する。 ・ 民生委員に定期的な訪問をお願いする。 ・ 朝霞市子育てガイドブックや児童館などを活用する。

【事例 ⑤地域で若者を支えよう！】



分類	主なアイデア・ご意見
自助	- 地域のイベントやボランティア活動等に参加しつながりをもつ。 - 実家に戻る。 - 気軽に働けるアルバイトなどから始めてみる。
互助	- 婚活（街コン）などに参加する。 - 近所での見守り、声かけ。 - 町内会の催し物に誘いつながりをもつ。
共助	—
公助	- ハローワークの制度や職業訓練などを利用する。 - ボランティア相談や行政には生活保護などの相談を行う。 - 生活保護 - 生活福祉資金



身近な地域における課題等について（意見）

- 朝霞市はマンションが多く、コミュニティが作りづらい。
- 町内会に入るメリットが少ないという意見がある。



- 地域で子どもの登下校の見守りをできるとよい。
- 実際に虐待と思われる場面に遭遇しても、今後の付き合いや、相手からの逆恨み等を考えると直接声をかけたり通報したりするのがためられる。

- 子育て中の母親が子どもと二人だけで長い間いると、子どもにあたってしまうことが考えられる。悪循環をなんとかして止めてあげたい。
- 子どもが犠牲になるニュースが多いが、朝霞の防災無線で子どもの帰宅のアナウンスをすることは地域住民がみんなで意識して子どもを見守るきっかけになる。
- 子どもへのあいさつについて、「知らない人から声をかけられても反応しちゃ駄目」といった防犯意識の高まりもあり、交流のきっかけをつかみづらい。



- 最近、若い人の入れ替わりが多く、近所にどういう人が住んでいるのか把握できない。また、あいさつをしても返ってこず、関係が築けない。
- 若い夫婦が朝霞に転入してきてから子育てをするケースは多くあるが、それを受け入れてもらえるような近所付き合いが今後も必要なのではないか。
- 同じマンション内であっても、あいさつが返ってこないケースがある。最近の子どもは、SNSを通じて、近所だけではなくて様々なところに友達がいる。危険と隣り合わせではあるが、こうした共通の趣味などを通じた知り合いが、むしろ年を取ってからもつながっていく友達になるかもしれない。

- 行政の公的サービスは恐らく十分にあると思われるが、公助と自助、互助をうまくジョイントする役割が必要ではないか。それらが連携すると情報の周知も早くなる。
- 必要な情報が必要な方に届けられるような情報発信のシステム作りが必要である。



- 人間関係の希薄さが気になる。
- 空き家が多くて、防犯等の面で心配がある。

- 母子で暮らしている。「母を施設に」は収入がなくなるので子は反対している。
- 一人暮らしの高齢者が気になるが、関わり方が分からない。
- 昔は回覧板を手渡しだったが、今はポストに入れるだけというところが増えている。ポストに入ったままになっていると、安否確認に役立つ可能性がある。
- 高齢者で引きこもりがちの方などには手を貸したいが、どうすればよいか分からない。



- 定年退職した男性が地域の交流の場につながりづらい。キッカケがあるとよい。
- 世代を超えて地域全体で関われる場があるとありがたい。
- 地域で、男性が比較的引きこもりがちになる傾向にある。
- 足が不自由になると、通院や買い物の際の移動手段が課題になる。
- 高齢者の買い物支援などを申し出ても遠慮されることがあり、声を掛けづらい。
- 老人クラブに参加し始めたことで外出機会が増え、生き生きとしている人がいる。



- 外国籍の子どもに対して積極的に声をかけていきたい。
- 外国籍市民が多いので、互いに生活習慣の違いを受け入れる関係が必要だと感じる。



4 調査等から見える課題

孤立する高齢者 市の人口は微増傾向にあるものの、高齢者人口も増加傾向にあり、着実に高齢化が進んでいます。高齢者の中では、高齢者のみで構成する世帯が増加傾向にあることから、外出をしない、地域活動へ参加しない等で、孤立する高齢者と地域のつながりを確保する、見守りを支援するなどの取組をさらに検討することが必要です。

自治会・町内会加入率向上 他の自治体から移り住む新しい市民が自治会・町内会へ加入しないことが多く、自治会・町内会の加入率が減少する傾向が続いています。自治会・町内会は、市及び社協の地域活動における基本単位になるので、地域のつながりを保つことから自治会・町内会への加入を促進する取組が必要です。

地域活動の情報提供等 近所付き合いが希薄化している傾向にあり、地域活動やボランティア活動に参加する人が少ない状況が続いています。仕事等が忙しく時間がないという人が大半ですが、中にはどのような活動があるのか知らない、参加するきっかけがないといった人も見られることから、活動に関する情報提供や参加のきっかけづくり等を検討することが必要です。

保健医療・社会福祉サービスの充実 要介護認定者、障害のある人、ひとり親世帯、外国人等が増加傾向にあることから、必要な保健医療・社会福祉サービスの充実が求められます。様々な福祉施策の取組と情報提供の方法等を検討することが必要になります。

地域活動に関わる団体への支援 地域や福祉関係の団体等における構成員の高齢化により、団体の存続、人材育成、活動資金不足等の問題が生じていることから、団体支援のため、活動拠点の確保や世代間の交流を含めて検討することが必要になります。

福祉関係機関等の連携 福祉関係の専門職や団体では、市や社協をはじめ、社会福祉法人や関係団体等との情報交換や連携を求めていることから、地域福祉活動の情報を共有する仕組みや、体制の整備が必要になります。

防災・防犯 安全・安心なまちを誰もが望んでいて、バリアフリー環境の整備をはじめ、防災・防犯の対策について、市民の関心は高い状況です。災害時における避難行動要支援者の安全な避難や安否確認等の対応のほか、防災・防犯の意識の向上等、なお一層の取組が必要になります。

包括的な支援体制の構築 地域共生社会の実現に向けて、包括的な支援体制の構築や相談体制の確保等が求められていることから、誰もが住み慣れた地域で暮らせるよう高齢者、障害のある人、子育て世帯など分野を超えた生活課題を包括的に受け止める支援体制の構築が必要になるとともに、地域における担い手の育成が必要になります。

第3章 基本理念・基本目標

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 施策の体系
- 4 圏域の考え方

1 基本理念

市は、平成28(2016)年3月に「第5次朝霞市総合計画」を策定し、平成28(2016)年度からの10年間の将来像(ビジョン)を「私が暮らし続けたいまち 朝霞」と定め、各政策分野における施策に取り組んでいます。

地域福祉計画と地域福祉活動計画とは、いわば車の両輪や鳥の両翼のように、互いに連携しながら地域福祉を推進していくもので、第3期の計画では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるようにするため、市民が地域福祉の担い手となって主体的に活動していくことができるよう、市民一人ひとりの支え合いの「心を育み」、「地域でつながる」仕組みを目指して、基本理念を「支え合いの心を育み、誰もが地域でつながるまち」と定めていました。

第4期の本計画においても、市民、行政、団体等のすべての主体が、なお一層、この基本理念を意識していくこと、発信していくこと、共有していくことにより、誰もが地域でつながっていくことになり、今後、地域福祉が推進されていくものととらえ、また、国が提唱する「地域共生社会の実現」に向けて、今後展開される施策を想定した場合においても、十分意義を果たせるものと考え、第3期の基本理念を受け継ぐこととします。

《基本理念》

「支え合いの心を育み、

誰もが地域でつながるまち」



2 基本目標

本計画では、基本理念を実現するために、基本目標を「仕組みづくり」、「心づくり」、「地域づくり」の3つに分けて定め、それぞれの施策に取り組んでいきます。

【1】 市民の暮らしを支える仕組みづくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、高齢者の福祉、障害のある人の福祉、児童の福祉その他の福祉など、各分野に共通するサービスを横断的に提供できる仕組みづくり、複合的な課題や制度の狭間の問題等に対応するための相談支援の体制づくり、市及び社協における福祉サービスの充実に努めます。

また、認知症対策や虐待防止などの権利擁護についての施策を新たに位置づけ、体制等の充実を進めるとともに、住民が気軽に集まり、活動することができる場の提供に努めます。

さらに、生活困窮者等への支援に向けて、関係機関等と連携しながら、生活保護に至る前の段階で、適切な相談、支援などに取り組みます。

【2】 思いやりと支え合いの心づくり

地域福祉の推進にあたり、分かりやすい福祉サービス情報の提供と、支援に必要な情報の共有に努めます。

学校における福祉教育の充実や地域福祉を学ぶ機会の提供などを通じて、基本的な福祉意識の醸成に努めるとともに、地域活動、ボランティア活動を担う自治会・町内会をはじめとする地域の団体の活性化や人材の発掘・育成に努めます。

また、地域に暮らす高齢者や障害のある人などの支援を必要とする人の把握や見守りが促進されるよう取り組みます。

【3】 安心して暮らしやすい地域づくり

誰もが安全・安心に暮らせるまちを望んでいて、一番関心の高い事項でもあります。

平時から、地域住民同士でつながりを持つことは、今般の地震や風水害等の災害の状況を見ても、安否確認や避難など、とても重要な役割を担います。

災害時に避難行動要支援者が安全に避難できる対策や、防災訓練、防災講演会などを通じて住民の防災力の向上に努めるとともに、犯罪が起きにくくするよう防犯意識の向上や地域の見守り活動などを促進します。

また、誰もが安定した住居を確保し、支障なく外出できるよう支援するとともに、地域で気軽に交流ができるユニバーサルデザインに基づくまちづくりを推進します。

さらに、犯罪や非行をした人が、更生し、地域で暮らしていくための支援を推進するため、再犯防止推進計画を定めます。

なお、外出・移動の支援、住まいの確保等への支援、再犯防止の推進（再犯防止推進計画）については、新たに位置づけたものです。

3 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向性
支え合いの心を育み、誰もが地域でつながるまち	【1】 市民の暮らしを支える 仕組みづくり	(1) 地域共生社会の実現に向けた仕組みづくり
		(2) 相談支援体制の充実
		(3) 保健医療・社会福祉サービスの充実 【新規】
		(4) 権利擁護の推進 【新規】
		(5) 生活困窮者等への支援の充実
		(6) 地域住民の交流の促進
	【2】 思いやりと支え合いの 心づくり	(7) 地域福祉に関する理解と参加の促進
		(8) 支え合い・助け合いの気持ちの醸成
		(9) 地域での見守りの充実
		(10) 情報共有・発信の充実
		(11) 地域福祉を支える団体の活性化・人材の育成
	【3】 安心して暮らしやすい 地域づくり	(12) 施設等の整備・充実
		(13) 防災対策の充実
		(14) 防犯対策の充実
		(15) 外出・移動の支援 【新規】
		(16) 住まいの確保等への支援 【新規】
		(17) 再犯防止の推進(再犯防止推進計画)【新規】

4 圏域の考え方

地域福祉計画策定ガイドラインでは、「各分野の制度の狭間の問題を解決していける地域の実現に向け、「住民に身近な圏域」を定め、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制等の整備が求められています。

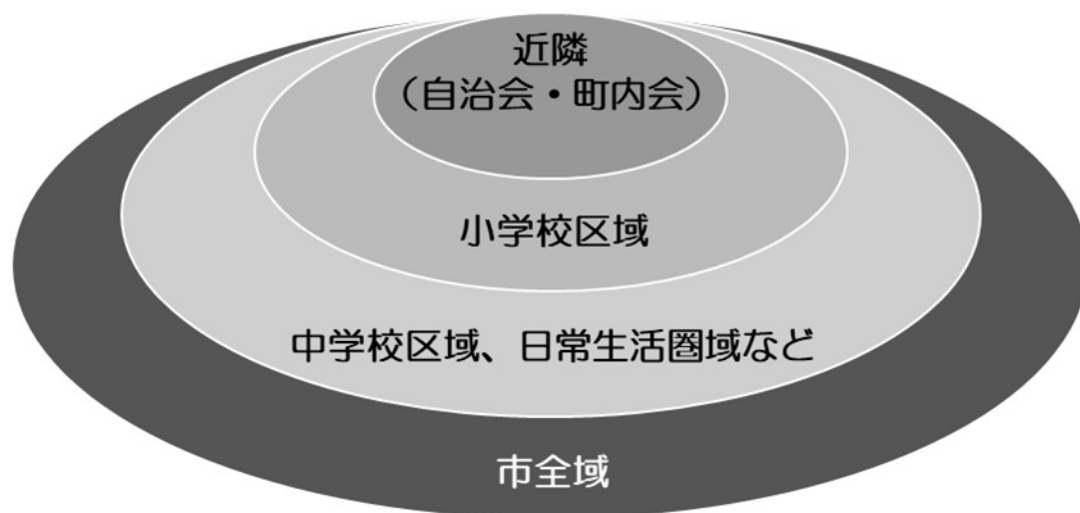
「住民に身近な圏域」とは、「高齢者、障害のある人、子ども・子育て等の各福祉分野で定める圏域や福祉以外の分野で定める圏域との関係を整理し、地域を重層的に捉えていく視点」が必要とされています。

しかし、「住民に身近な圏域」のとらえ方は、人それぞれです。住民の日常生活や、市や社協・関係団体等が実施する事業活動をはじめ、地域コミュニティを構成する人達のあらゆる活動の範囲など多種多様となります。

本市の「住民の身近な圏域」としては、日常的に顔を合わせる隣近所で構成する「自治会・町内会」をはじめ、生活環境が似通いコミュニティが形成しやすい「小学校区域」や「中学校区域」、また、地域包括支援センターを核に介護予防のサービス等を提供する「日常生活圏域」、そして行政の区域として定める「市全域」が考えられます。

地域福祉においては、4つの圏域を基本に、それぞれの圏域に見合った多様な活動や取組が活発に行われるとともに、圏域の中や圏域同士の連携によって、柔軟かつ有機的に活動や取組が展開されていくものと考えます。

今後、地域共生社会の実現に向けた、新たな支援体制の機能・役割、体制等を構築する際には、圏域を含めて検討する必要があります。



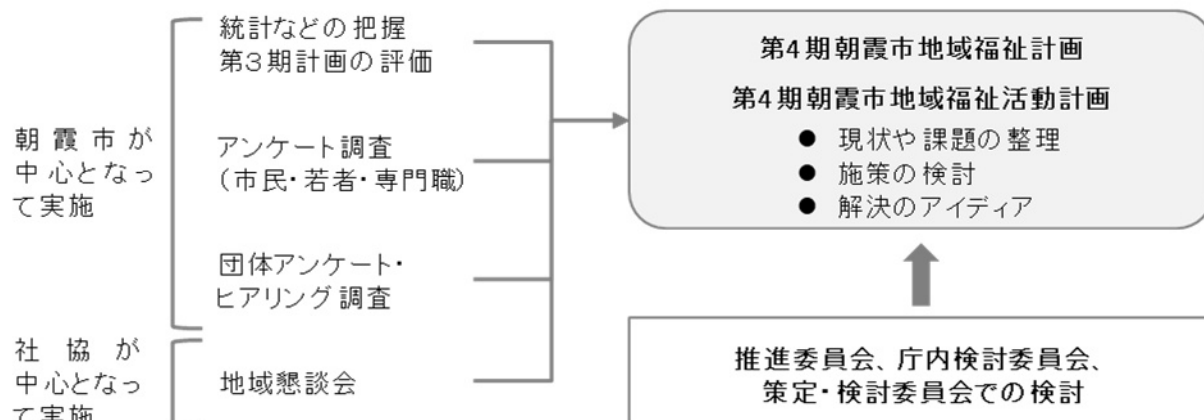
重層的な圏域(4階層)のイメージ

どのように計画は作成したの??

朝霞市では、住民の地域福祉についての関わりや意向などを把握することを目的とした市民アンケート調査をはじめ、市内の若者へのアンケート調査、市内専門職へのアンケート調査、福祉関係団体などへのアンケート調査・ヒアリング調査を実施しました。

社協では、地域の生活課題を把握し、共有化を図るため、市内6か所で実施した「地域懇談会」を通じて、住民の意見や状況などを把握しました。

また、市では、関係部署の部課長で組織する庁内検討委員会を、社協では、職員で組織する策定・検討委員会を設置し、施策の内容などについて検討を行ったうえで、住民や関係機関・団体の代表などで構成する推進委員会において、審議を行いました



(推進委員会の様子)

社協内に職員による地域福祉活動計画策定・検討委員会を立ち上げ、活動計画の内容について協議を重ねてきました。

地域懇談会をどのような形式で開催すれば地域住民の方が来てくれるか、開催する場所はどこが良いか等を検討し開催した結果、延べ193人の参加がありました。



(策定・検討委員会の様子)

第4章 施策の展開

- 基本目標1 市民の暮らしを支える仕組みづくり
- 基本目標2 思いやりと支え合いの心づくり
- 基本目標3 安心して暮らしやすい地域づくり

基本目標 1 市民の暮らしを支える仕組みづくり

方向性 1 地域共生社会の実現に向けた仕組みづくり

■現状と課題

従前より「介護」や「子育て」などに課題を抱える世帯や、生活に困窮する世帯はありましたが、昨今は、複合的な課題を抱えるケースも増加しています。例えば80代の親と50代の働いていない独身の子どもが同居する世帯、介護と育児の課題を同時に抱える世帯など、生活に困窮するほかにも多様な問題に陥っているケースが増えてきています。

こうした複合的な課題を抱えるケースの解決に向けて、福祉関係の領域のみならず、医療、保健、雇用・就労、司法、産業、教育、住居、家計、権利擁護、多文化共生など多様な分野で横断的な体制を構築する必要があります。

また、分野横断的な体制を構築するには、行政のみならず、社会福祉協議会をはじめとする社会福祉団体やボランティア組織など市内で活動する関係機関や関係者の協力が必要になることから、連携する体制づくりを検討する必要があります。

■アンケート等から

市民アンケートの設問【福祉のまちづくりに向けた、行政と地域住民の関係について、あなたの考えに最も近いものはどれですか】では、「福祉の問題についても、行政と住民が協働して、取り組むべきである」が43.6%と最も割合が高く、団体アンケートの設問【地域における福祉サービスの適切な利用の促進のために優先的に取り組むべき事項】では、「支援関係機関間の連携」が23.2%で最も割合が高くなりました。

■目指す姿

誰もが住み慣れた地域の中で、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる重層的な支援体制の構築を目指します。

市の主な取組

①重層的支援体制整備事業の検討 福祉相談課

既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な新たな支援体制を構築するために、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業について検討していきます。

②生活困窮者・世帯の自立支援 福祉相談課

生活困窮者の自立の促進を図るために、生活困窮者自立支援法に基づき、相談や就労支援、学習支援、住居確保給付金の支給などの各種支援を実施します。

③地域包括ケアシステムの深化 長寿はつらつ課

介護や支援の必要性に関わらず、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、各種事業を実施します。

地域包括支援センターでは、地域包括ケアシステムの推進拠点としての機能強化を進めながら、高齢者等の総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援等の包括的支援事業を実施します。

また、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、地域ケア会議運営事業、認知症総合支援事業を行うとともに、高齢者虐待防止事業や、成年後見制度利用支援事業等を進めていきます。

④児童虐待への対応 こども未来課

要保護児童対策地域協議会の代表者会議及び実務者会議を定期開催し、体制づくりや情報共有など関係機関との連携強化を図るとともに、個別支援会議を適宜開催し、児童虐待対応に取り組めます。

⑤市民参画と協働による地域づくりの促進 政策企画課

講座や講演会等の開催を通し、地域での活動に関心を持つ人材を発掘するとともに、お互いのつながりづくりのきっかけとなる機会を提供することで、これから実際に地域に関与する活動に取り組む担い手を育成します。

◎市の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
生活困窮に関する相談件数	563件	600件
地域包括支援センターの数	5か所	6か所

社協の主な取組

①関係機関との連携

高齢者・障害者・子育て支援等、様々な関係者との会議や情報交換等を通じて連携を深めてきました。今後、さらに「連携・協働の場」としての役割を十分に発揮し、地域住民や地域の様々な関係者・地域団体の参加と協働をもとに、地域の生活課題（ニーズ）について解決できる仕組みをつくっていきます。

②身近な福祉圏域の検討

第3期活動計画では、地域包括支援センターの圏域に合わせ地区活動を行ってきましたが、住民が身近に感じる福祉圏域について見直し・検討していく必要があることを認識しました。地域での福祉活動を、市民や関係団体と共に進めてきた従来のエリア（福祉圏域）を参考にしつつ、市内の他分野の圏域について情報を収集し、地域住民が身近に感じ、参加しやすい新たな福祉圏域を検討・研究していきます。

③コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置

地域において、ちょっとした困りごとから生活上の課題を抱える個人や世帯等、様々な地域課題が存在し、社協は地域住民と共に課題解決に向けて取り組んでいます。しかし、困りごとがあっても自ら相談できないなど、福祉課題を抱えている人が増えてきています。そのような人たちが地域から孤立しないように、身近な生活課題を見つけ（気づく）、近隣住民や生活支援コーディネーターなどの関係者、関係機関等との連絡調整をしながら（つなぐ）、地域で支え合う仕組みを一緒に考え（つくる）、地域の多様な生活課題の解決に向けて取り組んでいけるようCSWの配置に向けて検討していきます。

◎社協の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
各関係機関や各事業に関わる情報交換	69件	100件
身近な福祉圏域の検討	—	2回

地域でできること

《市民》

- ・ 地域団体等の活動に担い手として参加する。
- ・ 関係機関や地域団体等とつながり、顔の見える関係を築く。

《関係団体等》

- ・ 関係機関や地域団体等によって、情報交換をするなどネットワークづくりを進める。



市や社協が行う福祉に関するイベントや講演会に参加してみました。地域で暮らすことを考えるきっかけになり、まちの人への関心やご近所さんとの付き合い方が変わりました。

方向性 2 相談支援体制の充実

■現状と課題

市では、平成30(2018)年度に福祉相談課を設置し、福祉の総合相談を、社協では平成29(2017)年度から福祉の総合相談を行っています。どちらも、相談の内容に応じて、既存の制度を活用した支援を行うほか、関係部署や関係機関を案内するなど、必要な支援につなげるよう努めています。

また、高齢者の相談をはじめ、障害のある人の就労相談、こども相談、生活困窮者の相談など各分野における相談支援体制を整え、各担当課で専門的に対応しています。

社協では、他にも、管理運営する施設において、利用者本人及び家族等の相談事に日常的に対応しています。また、ボランティアセンターにおいては、ボランティアをやりたい人、ボランティアに来てほしい人からの相談にも対応しています。

今後は、中高年のひきこもり、若年性認知症、ごみ屋敷問題など福祉ニーズの多様化・複雑化によって、制度の狭間に陥っているケースや、複合的に分野をまたがる困難なケースも現れていることから、国が提唱するように、介護、障害、子ども、困窮に関する相談を一体的に、本人・世帯の属性にかかわらず、包括的に実施できる相談支援体制を検討する必要があります。

■アンケート等から

市民アンケートの設問【困ったことがあるとき、近所で気軽に相談できる人はいますか】では、44.7%の割合の人が「いない」と回答しました。

【今後、市及び社協で福祉のまちづくりを進めるためには、どのようなことが必要だと思いますか】では、「相談支援体制の整備」が24.5%を占めており、団体アンケートの設問【すべての市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために必要なこと】では、「日常生活に関する身近な相談窓口の整備」が55.4%と最も割合が高くなりました。

■目指す姿

高齢者、障害のある人、子育て世帯など地域の住民の身近な困りごとと相談をはじめ、複雑化・複合化した相談に対応する包括的な相談支援体制の構築を目指します。

市の主な取組

①福祉の総合相談 福祉相談課

高齢者の困りごと相談をはじめ、生活困窮など複雑化・複合化した様々な相談に対応していくほか、アウトリーチを含む早期的な対応や本人・世帯を包括的に受け止めるなどの支援に努めます。

②障害者相談支援 障害福祉課

指定特定相談支援事業所等が障害児者とその保護者に対し、必要なサービスや制度の案内を行うとともに、困り事などの相談に対応していきます。

③精神保健福祉相談 障害福祉課

主に精神障害のある人やその家族の困りごとなどに対して、精神保健福祉士が相談に対応していきます。

④障害者相談支援センター等による相談 障害福祉課

障害のある人に何か困り事や相談があった場合には、障害者相談支援センターのほか、各施設職員、身体障害者・知的障害者相談員、ケースワーカー等が対応していきます。

⑤高齢者総合相談 長寿はつらつ課

市と各地域包括支援センターに配置した認知症地域支援推進員を中心に、高齢者や家族に対する相談体制の充実を図ります。

⑥子ども家庭総合支援拠点の整備 こども未来課

子どもとその家庭、妊産婦等を対象に地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援等を行う子ども家庭総合支援拠点の設置を検討し、福祉、保健、医療、教育等の関係機関と連携した支援を行います。

⑦女性総合相談・DV相談 人権庶務課

それいゆぷらざ(女性センター)では、女性が抱える悩み事全般に関する女性総合相談と、配偶者やパートナーからの暴力に関するDV相談を行います。

⑧人権相談 人権庶務課

人権擁護委員と連携しながら人権相談を実施し、市民の基本的な人権の擁護に努めるとともに、市民の人権尊重意識の向上を図ります。

⑨消費生活相談 地域づくり支援課

消費者被害の未然防止・被害回復のために、消費生活相談員による相談を行います。

◎市の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
福祉の総合相談件数	1,211件	1,400件

社協の主な取組

①特別な配慮が必要な子どもへの相談・支援

社協が運営する児童を対象とした施設において、児童がいつもと違う様子であれば専門機関等へ相談するなど、他機関と連携を図っています。一人で悩まないように相談ができる場があることを広く周知し、多様な相談に対応できるように関係機関との連携をさらに深めていきます。

②身近な総合相談支援の充実

平成29(2017)年度から総合相談の窓口を設置し、住民の困りごとを幅広く受ける体制を整えました。日常生活の中で住民が感じる不安や困りごとに対し、誰もが気軽に利用できる総合相談窓口を目標に、様々なニーズに応えるため児童・高齢・障害等の各専門機関と連携し、総合相談の充実を図ります。

③ボランティア活動の相談・コーディネート推進

ボランティアコーディネーターは、市内の福祉施設や活動団体、関係団体等のボランティアに関する情報を集約し、ボランティアをやりたい人とボランティアに来てほしい人をコーディネートします。また、ボランティア募集やボランティア団体の活動状況等をボランティアニュース・広報紙「社協あさか」・SNS等で発信し、ボランティア情報を必要としている人へ届けるとともに、ボランティアに参加する人が増えるように努めます。

④身近なボランティアの相談窓口の充実

ボランティアセンターは、「地域に開かれた社協のフロント(窓口)」としての機能を有するため、ボランティアに関する相談や情報掲示ができるスペースを確保し、ボランティアセンター窓口の機能充実を図ります。また、ボランティアセンターまで来所することが難しい人へ向けて、市内の公共施設、スーパーやドラッグストア等に出張ボランティアセンターの開設を働きかけ、ボランティア相談スペースの確保を図ることで相談窓口の拡充を検討していきます。

◎社協の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
総合相談件数	23件	30件
ボランティア相談件数	78件	100件

地域でできること

《市民》

- ・ 困りごとがあれば市や社協に設置されている総合相談へ連絡する。
- ・ 周りに困っている人がいたら、市や社協に設置されている総合相談を案内する。
- ・ 地域の民生委員や隣近所で相談しやすい人に相談する。
- ・ 身近な地域のボランティア活動に参加する。

《関係団体等》

- ・ 相談者からの相談を受け止め、行政や関係機関と連携し解決を図る。
- ・ 相談における情報交換や情報共有で連携する。
- ・ 身近な地域のボランティア活動に参加する。



専門的な窓口相談するほどじゃなくても、普段利用している施設のスタッフとの雑談で悩みを聞いてもらったり、ちょっとしたアドバイスが聞けることもあります。心配ごとは一人で抱えないで早めに聞いてもらえる先を知っておきたいですね。



コラム

ボランティアセンター

朝霞市ボランティアセンターは、朝霞市社会福祉協議会が主体となり、地域社会を住みよくする活動や他者を支える活動などの社会的活動への参加の促進や、ボランティアグループや社会福祉団体等の活動を支援するための事業を行っています。



Q.どんな人が利用するの？



Q.どんな活動をしているの？

- 活動をしたい方とボランティアを必要とする方や団体、施設を結びつけるコーディネート業務を行っています。
- 地域で社会的活動を進める方たちのボランティア相談やボランティア活動の仲間づくりの場を提供します。

さらに、

- ・ボランティアの養成
- ・研修や場所等の情報提供
- ・ボランティア団体の組織化の援助 などを行っています。

みなさんのボランティア活動を応援します！



朝霞市社会福祉協議会
ボランティアセンター職員

ボランティアニュース

人が集まる活動で取り入れたいポイント (例)

地元の緊急事態宣言や感染防止、ボランティア団体の活動再開を考慮している方も多くあります。人が集まる活動を実施する場合には、参加者に取っていただくポイントをお知らせしました。(参考「厚生労働省」「新しい生活様式」の取組)

あそびのボランティア

※特別号 No.266 2020-6
発行 社会福祉法人 朝霞市社会福祉協議会
(ボランティアセンター)
〒351-8560 朝霞市大字西451-1
25048 (486) 2485 E-mail: shokai-shokyo.or.jp

始める前・参加中

- 発熱や風邪の症状があるときは休む
- 始まる前に、手洗い・(あれば)手指消毒
- 症状がなくてもマスクをつける
(無い場合)咳・くしゃみをするときは
口元をハンカチや腕の袖で覆う
- こまめに換気する

指定した日

- 人数が決められている場合
手数ずつ交代で参加
(例) 奇数日に参加 偶数日に参加
- できるだけ真直面を避けて座る
- 人との間隔を付ける
できれば2m
最低1m
- 手や顔を洗う
- シャワーを浴びる
- 服を着替える

ボランティアコーディネーターから

人が集まる活動では、これらのポイントを参考にしないでほしいです。また、万が一感染防止に努める必要があることに留意しながら、一緒に実施させてください。

彩の国ボランティア体験プログラム

彩の国ボランティア体験プログラムとは、子どもから大人まで、誰もが気軽にボランティア活動に参加できるきっかけづくりのためのプログラムです。

毎年多くの参加があり、障害児・者関連、高齢者関連、サロン関連、子ども・保育関連、国際・環境関連事業のメニューから興味がある活動に参加することができます。

朝霞市ボランティアセンターガイドブック



福祉教育



■現状と課題

市では、介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービスをはじめ、在宅医療及び各種介護サービスが提供できる体制づくりに努めるとともに、母子保健における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援、自殺予防対策の充実に向けた関係機関との連携、地域医療体制の整備、障害のある人の社会参加等を図る地域活動支援センター及び生活ホームにおける支援など、社会福祉サービスの支援に取り組んでいます。

社協では、管理運営する施設を中心に利用者の支援を行う中で、一人ひとりの状況・ニーズに応じて新たなサービスの利用を提案し、他の専門機関との連携により、よりよいサービスの提供に努めています。

■アンケート等から

市民アンケートの設問【今後、朝霞市及び朝霞市社協で福祉のまちづくりを進めるためには、どのようなことが必要だと思いますか】では、「保健・医療・福祉の連携」が21.7%を占めており、専門職アンケートの設問【地域で気になる課題で、優先的に解決すべき項目】では、「高齢者世帯の生活支援」が20.7%で最も割合が高くなりました。

■目指す姿

高齢者、障害のある人、子ども・子育て世帯等が、必要な医療・社会福祉サービスを、安心して適切に利用できるまちを目指します。

市の主な取組

①地域医療の確保 健康づくり課

医療機関が休診となる休日夜間においても、市民が医療機関で受診することができるように、医療体制の整備を図ります。また、地域医療体制の確立と保健衛生事業の推進に寄与することにより、市民の健康増進の拡充を図ります。

②各種健（検）診事業の促進 健康づくり課

乳幼児健康診査、がん検診、歯科検診など各種健（検）診事業として、受診ができる体制を図ります。また、健（検）診に関する情報を市民に周知し、疾患の予防及び早期発見につなげられるよう、取り組みます。

③妊娠・出産包括支援 健康づくり課

母子手帳の交付の際、保健師等の専門職がすべての妊産婦等の状況を把握し、必要に応じて支援プランを作成することにより、切れ目のない支援の実施を図ります。また、退院直後の母子の心身のケアや育児サポート等を行います。

④自殺対策の推進 健康づくり課

朝霞市自殺対策計画に基づき、「誰もが支えあい つながりある朝霞を目指して」を基本理念に掲げ、自殺予防の視点を取り入れた形で関係部署と連携を図りながら予防に取り組みます。

⑤地域活動支援センター及び生活ホームへの支援 障害福祉課

障害のある人の社会参加促進を図る地域活動支援センター及び社会的自立の助長を図るための生活ホームの運営費等に対し、補助金を交付します。

⑥介護サービスの基盤整備 長寿はつらつ課

需要に合った施設を整備していくため介護給付費とのバランスを図りながら、国の基本方針に基づき、介護保険事業計画（第8期令和3～5（2021～2023）年度、第9期令和6～8（2024～2026）年度）の中で計画するとともに、地域密着型サービスについては、地域密着型サービス運営委員会に諮りながら整備を進めていきます。

⑦在宅医療・介護の連携強化 長寿はつらつ課

「自分が望んだ場所で望んだ暮らしの実現」「安心して療養できる地域」を目指し、高齢者が医療と介護の両方を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、医療と介護が連携し、包括的かつ継続的な在宅医療・介護サービスを提供できる体制作りに取り組みます。

⑧保育士の雇用環境の改善 保育課

ハローワークや地域の保育団体、社協等と協力して、年に1回就職相談会を開催し、市内での保育所等への就職につなげていきます。また、保育士の処遇の改善を目的として、月額1万円の補助を行います。

◎市の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
地域密着型サービス事業所数	22か所	25か所
がん検診受診率 (女性特有:子宮頸がん、 乳がん受診率)	子宮頸がん 15.2% 乳がん 17.9%	子宮頸がん 50.0% 乳がん 50.0%
人口10万人当たりの 自殺死亡率	14.9	11.3

社協の主な取組

①機関連携研修会

保健医療と介護及び障害者支援の専門機関同士は、カンファレンス等を通じて個別に連携が図られていますが、地域住民の複雑化・複合化した課題に対応するためには制度によらない支援体制の一層の充実が求められています。このことから、保健医療・介護、障害者支援及びその他の社会福祉の推進に係る機関等の参加により、それぞれの活動内容や機能を十分に理解し、連携の質の向上を図ることを目的とした研修会を実施していきます。

②障害のある人の就労支援

障害のある人の働きたいという気持ちを尊重し、相談や現場同行を通じて、その人の能力が発揮できる就労につながるよう支援を行います。一方、障害のある人を雇用する事業所については、一緒に働くにあたっての相談や助言を行い、障害がある人の働きやすい環境を整える支援が必要です。そのため、障害者就労支援センターでは、埼玉県障害者雇用サポートセンター、ハローワークと連携して障害のある人をサポートすることにより、地域で生活し、就労を通じて社会参加ができるよう、地域住民や事業所等に障害についての理解を深めていきます。

③社会福祉法人の連絡会議

長年、市内の社会福祉法人等の障害者福祉施設との横のつながりを強めていくために、「はあとねっと会議」や四市福祉施設看護師の「医療職ネットワーク会議」等を開催しています。今後、さらに市内の社会福祉法人に働きかけ、お互いに顔が見える関係を築き、協働・連携しながら積極的な地域福祉活動の取り組みを推進するため「社会福祉法人の連絡会議」を立ち上げ、地域福祉活動を支えるための仕組みづくりを進めていきます。